

令和元年舟形町議会
第4回定例会会議録

舟形町議会

令和元年舟形町議会第4回定例会会議録

招集年月日 令和元年11月26日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 12月3日 午前10時

応招議員(10名)

1番 叶内昌樹

6番 奥山謙三

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 斎藤好彦

5番 石山和春

10番 八畝太

不応招議員(なし)

令和元年 12 月 3 日（火曜日）

第 4 回舟形町議会定例会会議録

（第 1 日目）

令和元年舟形町議会第4回定例会第1日目

令和元年12月3日(火)

出席議員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊藤秀樹
副町長	庄司雅人	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八畝照光
会計管理者	須貝孝子	農業委員会会長	加藤嘉久
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤幸一	総務課財政係長	八畝幸仁
まちづくり課長	小野芳喜	教育長	齊藤涉
健康福祉課長	沼澤伸一	教育課長	鍛冶紀邦
住民税務課長	伊藤茂樹	監査事務局長	相馬昇
地域整備課長	伊藤武美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相馬昇	主事	伊藤優
--------	-----	----	-----

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 本期受理の請願・陳情

陳情第8号 太折町内避難道路新設について

請願第1号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願

請願第2号 小規模企業振興基本条例の制定を求める請願

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

日程第7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから令和元年第4回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。6番奥山謙三君、1番叶内昌樹君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、奥山議会運営委員長よりお願いをいたします。

6番 それでは、私から去る令和元年11月25日に開催された議会運営委員会において、第4回定例会の会期について協議しましたのでご報告いたします。

令和元年舟形町議会第4回定例会の会期は、本日12月3日から6日までの4日間とすることとしましたのでご報告いたします。

議長 お諮りします。本定例会の会期は、奥山議会運営委員長報告のとおり、12月3日から6日までの4日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6日までの4日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第3 諸般の報告について及び日程第4 議員派遣の報告については、議案書掲載のとおりですので朗読は省略をいたします。

日程第5 本期受理の請願・陳情

議長 日程第5 本期受理の請願・陳情を議題とします。

陳情第8号 太折町内避難道路新設についての陳情を議題といたします。

陳情第8号については、議会事務局長が朗読説明をいたします。

議会事務局長 それでは、朗読いたします。

本期受理の陳情、受理番号8番、受付年月日、令和元年8月27日。件名、太折町内避難道路

新設について。趣旨、別紙のとおり。陳情者、舟形町富田1521、太折町町内会会長・庄司正宏。

次のページ、お願いします。

<別紙>

<件名>

太折町内避難道路新設について。

〈趣旨〉

当町内の集落は町道舟形太郎野線沿いに位置し、猿羽根山トンネルを抜けた国道13号線が始点で、県道新庄次年子村山線の徳洲苑脇が終点となります。

この町道舟形太郎野線は迂回路が無く、今年の8月の豪雨により、始点側の折渡地内で路肩崩壊や山崩れがあり、町道を塞ぎ一時通行できなくなりました。また最上川沿いのポンプ場付近は3か所で路肩の崩壊や土砂崩れなどで6か月ほど通行止めとなり大変不便をきたしました。

最上広域リサイクルセンターへのゴミの搬入も出来なくなり、最上管内に大きな影響を与えてしまいます。

また、緊急時に車両が通行できなければ陸の孤島となり一大事になりかねません。最上広域リサイクルセンター脇の私道から、町道舟形太郎野線のホーヤ沢へ通じる最短ルートでの道路新設は太折地区民の願いであり、大雨時に災害のリスクの少ない通行可能な道路新設を是非お願い致します。

以上でございます。

議長 次に、請願第1号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願についてを議題といたします。

事務局より内容説明を願います。

議会事務局長 それでは朗読いたします。

本期受理の請願、受理番号1番、受付年月日、令和元年11月19日。件名、次期食料・農業・農村基本計画に関する請願。趣旨、別紙のとおり。請願者、山形県新庄市大字福田字福田山711番地73、もがみ中央農業協同組合代表理事組合長・安食賢一。もがみ中央農協農政対策本部本部長・安食賢一。

紹介議員、奥山謙三議員。

以上です。

議長 請願第1号について紹介議員の朗読説明をお願いします。

6番 <件名>

次期食料・農業・農村基本計画に関する請願。

<趣旨>

わが国は飽食の時代を迎えて久しく、国民は日々の生活の中で、食の裏側にある様々なリスクを認識することが難しくなっております。

そうした中で、今後とも国産農畜産物の安定供給を確保し、持続可能で豊かな食生活を守り続けるために、現行の食料・農業・農村計画にある不測時の食料安全保障に止まらず、平時より「質」と「量」の両面で食料安全保障の確立を目指す必要があります。

現在、政府において、中長期の農政の指針となる食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討が行われておりますが、見直しにあたっては、食料安全保障に資する基本政策を確立する観点から、生産面および消費面からの対策を明記し、その実現に向けた具体的取り組みを進めることが必要であります。

つきましては、食料安全保障に資する基本政策の確立に向け、政府に対し下記事項について意見書の提出をお願いいたしたく、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

記

政府は、食料・農業・農村基本計画の見直しにあたり、次の提案事項を反映すること。

1. 食料安全保障を確立するための将来像の具体化。
2. 消費者の信頼・理解拡大に向けた政策の強化。
 - (1) 食の安全・安心に関わる環境整備。
 - (2) 食農教育の実践・強化と新たな国民運動の展開。
3. 国産農畜産物安定供給のための生産基盤強化と地域政策の強化
 - (1) 多様な農業経営が持続的に維持・発展できる政策の確立。
 - (2) 戦略的な輸出拡大に向けた政策の強化。
 - (3) 中山間地域をはじめとする地域振興対策の強化。
- 4 ページをお開きください。
 - (4) 災害に強い農業づくり。
 - (5) 鳥獣被害対策の強化。
 - (6) スマート農業・労働力確保対策の促進。
 - (7) 国産の安定供給・価格安定、農業所得確保にかかる制度の強化。
 - (8) 知財対策の強化。
4. 次期基本計画の実践に向けた政策推進等。
 - (1) 国・都道府県・市町村の連携、着実な実行体制の構築。
 - (2) 地域における行政・団体の役割発揮等。

以上、よろしくお願いたします。

議長 次に、請願第2号 小規模企業振興基本条例の制定を求める請願についてを議題といたし

ます。

事務局より内容を説明願います。

議会事務局長 それでは朗読いたします。

受理番号2番、受付年月日、令和元年11月21日。件名、小規模企業振興基本条例の制定を求める請願。趣旨、別紙のとおり。請願者、山形県最上郡最上町大字向町584、もがみ南部商工会会長・佐藤 隆。

紹介議員、佐藤広幸議員。

以上です。

議長 請願第2号について、紹介議員の朗読説明をお願いします。

7番 〈件名〉

小規模企業振興基本条例の制定を求める請願。

〈趣旨〉

日頃より、地方自治の発展と住民福祉の向上にご尽力されている貴職に心より敬意を表します。

さて、本商工会地域の730余の商工業者、中でもその9割を占める小規模企業は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であります。人口減少、少子高齢化、大型店との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、売上や事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えております。

平成26年6月27日、国は小規模企業振興の基本原則として、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を位置づける『小規模企業振興基本法』を制定したところであり、基本法第7条及び基本法に基づく『小規模企業振興基本計画』（平成26年10月）では、地方公共団体においても小規模企業振興に関する施策を策定・実施する責務が明記されたところであります。

本商工会管内の各町村においても、小規模企業振興基本条例を制定し、地方行政の中には小規模企業振興を明確に位置づけていただくことが極めて重要と考えており、令和元年4月25日開催の理事会において、管内各町村議会に対し条例制定の請願をすることが議決されたところです。

つきましては、小規模企業対策の一層の推進を図るため「事業の持続的発展」や「小規模企業振興に関する基本計画の策定」を盛り込んだ下記の小規模企業振興基本条例について、本令和元年度内を目途に制定されますよう請願いたします。

記

1. 小規模企業振興基本条例の制定。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長 陳情第8号、請願第1号及び請願第2号の審査については、会議規則第91条第1項の規定により、産業振興常任委員会に付託をいたします。

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第6 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、令和元年第4回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

ことしも残すところ1カ月を切り、ことしは昨年8月豪雨災害のような災害もなく、穏やかな年ではなかったかと思ひます。

国政においては、社会保障と税の一体改革として10月から消費税が8%から10%に引き上げられました。町でも公共施設の利用料金の見直し等も行いましたが、主には国の消費税増税分約4兆円のうち1.7兆円を少子化対策として、幼児教育・保育の無償化制度が10月から実施され、保育所に通う3歳から5歳児と低所得者（住民税非課税世帯）のゼロから2歳児の保育料が無料となりました。

町では、それに加え、舟形町のびのび子育てサポート給付金事業として3歳から5歳児の給食費を無料にしました。また、ゼロ歳から2歳児の多子計算を緩和しております。これはゼロ歳から2歳児の保育料・給食費に係る第2子、第3子についての国の制度では同時入所が要件とされておりますが、町では18歳までの兄妹姉妹がいれば、そこからカウントして助成対象とすることとしました。こうしたことが子育て家庭への大きな支援となったことと思っております。

次に、今年度の重要事業の一つに第7次の総合発展計画の策定があります。進捗については順調に推移しており、11月20日に第4回の策定会議を終えております。令和2年度から10年間の町の計画です。10年後の舟形町の将来像を描き、それを実現するための基本目標と大綱を定め、おおむね10年の長期構想とし、それに基づく施策の展開方法や具体的な施策を短期アクションプランとして構成しております。

施策の大綱は、健康福祉、教育文化、防災安全、産業経済、地域づくり、生活環境の6本の柱からなり、それを支える健全で持続可能な行財政運営という一つの基盤を加えて大綱としております。

これまで、昼夜を問わずたくさんの町民の皆様方から、町内会びじょん作成のためのワークショップ・地域づくりアンケート、パブリックコメントなど、さまざまな形で町の将来への意見や要望をいただきました。舟形町総合発展計画策定会議の阿部太悦委員長、町づくり審

議会阿部弘明委員長、各町内会で取りまとめ等にご尽力いただいた町内会長さんには、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

また、ワークショップでは町役場若手職員も参加させていただき、町民の皆さんと直接さまざまな課題を議論する中でまちづくりへの思いを共有できたことは、若手職員にとっても貴重な体験になったと思っております。

いずれにしましても、これからの舟形町の道しるべとなるものです。第7次の総合発展計画がオール舟形で邁進できるよう願っているところであります。

ここで定例会に提案しています案件に先立ちまして、その他の9月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

(1) 最上地域森の感謝祭について。

10月5日、若あゆ温泉ふれあい広場を会場に、最上地域森の感謝祭2019が「歩みだそう美しい森への第一歩」をテーマに開催いたしました。

最上地域の豊かな自然に感謝し、県民参加の森づくりを推進するため、管内市町村の持ち回りで行っているものであります。

当日は天気心配される中、約150名が参加し、森づくりリレー旗の引き継ぎが行われた後、ベンチ製作やドアプレートづくり、チェーンソーアートの実演など、木や森に親しむ活動が行われたほか、県内初となる秋田県鳥海山木のおもちゃ美術館の出張展示などもありました。

(2) 山形県議会総務常任委員会視察について。

10月16日水曜日、山形県議会総務常任委員会の現地調査が長沢集学校を会場に実施されました。

総務常任委員長ほか委員6名により、平成30年8月の最上地域集中豪雨への対応状況と長沢集学校の施設見学の2点について調査が行われました。

1つ目の調査である集中豪雨への対応状況については、ドローンで撮影した映像により被災から復旧の状況を説明し、その後、幹線用水路からの越流による被害、被災による離農、職員及び設計コンサルの人手不足、河川の土砂しゅんせつの重要性、町独自の支援とその課題、さらには国の施策に対する要望等を説明させていただきました。

長沢集学校については、集学校校長であるリングロー株式会社の甲州氏より施設内の案内、地域とのかかわりなどを説明していただきました。

(3) 舟形・大蔵・戸沢期成同盟会要望会について。

10月25日金曜日、舟形・大蔵・戸沢間道路整備促進期成同盟会の主催による要望会が、県庁の県土整備部長室において行われました。

本同盟会の会長大蔵村長、副会長戸沢村長と伊藤県議会議員、小松県議会議員も同席していただき、山形県県土整備部角湯部長へ要望書を提出し、舟形町、大蔵村、戸沢村を結ぶ路線

の県道編入並びに町道・村道の道路整備の促進について要望をいたしました。

さらに、11月14日木曜日には、本同盟会の現地視察が実施され、各首長を初め議会議長、産業振興常任委員会長、最上総合支庁建設部小松部長、最上総合支庁建設部道路計画課田中課長、小松県議会議員も同行し、各町村の懸案箇所を視察し、各担当者からの現状の問題点などを詳しく説明し要望を行いました。舟形町においては、町道福寿野岡矢場線の道路改良箇所を視察していただいております。

(4) 世田谷自治体連携フォーラムについて。

10月30日水曜日から31日木曜日にかけて、第5回自治体間連携フォーラムを中央公民館を会場に開催いたしました。

自治体間連携フォーラムは、東京世田谷区と交流する自治体と大学で構成され、このたびは当町を初め東京都世田谷区、北海道中川町、北海道厚真町、新潟県十日町市、群馬県川場村、神奈川県川崎市、長野県豊丘村、沖縄県宮古島市、駒澤大学の9つの自治体と1つの大学が一堂に集まり、自治体間や自治体と大学間の連携について問題提起や意見交換するもので、今回は舟形町を会場に世田谷区とともに主催となり開催したものであります。

1日目は、災害対策をテーマとして開催され、舟形町から「平成30年8月豪雨災害～想定を超えた災害と復旧の足跡～」と題して、昨年8月豪雨時における災害対策本部を設置するまでの経過や、深夜町内各地から寄せられる被害情報に対応するため消防団や職員などが奔走した状況、役場庁舎の被害、河川の氾濫状況、農地の土砂災害の状況や、これらの復旧状況について事例紹介を行いました。

その後、世田谷区や川崎市の防災対策や昨年の北海道胆振東部地震の教訓について、厚真町などからのプレゼンテーションがありました。10月12日から13日にかけて、台風19号により宮城県や千葉県などで豪雨のため中小河川が氾濫し大規模な被害があった直後でもあり、改めて災害対策本部設置のあり方や避難者対応の難しさを知るよい機会となりました。

また、2日目は、自治体と大学による事業連携の事例紹介として十日町市や駒澤大学などから発表があり、大学が持つ研究力などの資源を自治体で活用する先進事例の発表がありました。

最後に、舟形マッシュルームと長沢集学校を視察いただき、舟形町の自然、特産品や施策などを全国に紹介する機会となりました。

(5) 舟形町ふるさと納税交流会の開催について。

11月16日土曜日、舟形町ふるさと納税交流会を東京都内のホテルで開催しました。

現在、ふるさと納税制度は返礼品を地場産品とすることや返礼割合を3割以下とすることなど総務省の通達を守り実施しておりますが、一方で寄附額が以前より極端に少なくなっております。今までは返礼品によるつながりが大きかったと思われませんが、これからは人とのつ

ながら「きずな」を大切にしたい取り組みとして、寄附者と交流する機会を設けたいとの考えから実施したものであります。

このたびの交流会は、舟形町にふるさと納税を平成27年度以降複数回寄附していただいた方や昨年8月に発生した豪雨災害に対してふるさと納税を活用して寄附していただいた方などを対象に案内したところ、約300名からの応募があり、当日は親子や夫婦連れで主に首都圏より約200名の方から参加していただきました。

会場では、寄附や災害支援に対するお礼や感謝の気持ちを伝えるとともに、舟形町の米、アユや漬け物など特産品の試食や販売、国宝土偶縄文の女神、移住・定住政策やふるさと納税基金の活用事業の紹介、豪雨災害の復旧状況の報告、ハーバリウムや箸づくり体験などを行いました。

開催内容についてアンケートを実施した結果では、寄附がどんな事業に生かされているのかわることができてよかった、もっと応援をしていきたい、このような会が開催され、舟形町をより身近に感じることもできた、また寄附したいなどの感想やご意見をいただきました。

初めての試みでありましたが、参加者からは交流会の内容を評価していただいたと思っているとおりであり、今後のふるさと納税の進展のほか、交流人口の拡大や移住・定住へのつながりにも期待したいと考えております。

(6) 若者向け定住移住住宅新築工事上棟式について。

10月20日水曜日、若者向け定住移住住宅新築工事上棟式が現地（舟形ハリヨ地内）で行われました。斎藤副議長、石山産業振興常任委員長、請負者の株式会社沼澤工務店と工事関係者が出席し、建物の無事完成を祈願いたしましたところであります。

当日は悪天候でありましたが、舟形ほほえみ保育園の園児も元気に参加し、さらに地域住民の方も参加していただき、伝統的な餅まきを行いました。

(7) 最上の地域医療を考える市民の集いについて。

11月21日木曜日、新庄市民プラザにおいて、最上の地域医療を考える住民のつどいが開催されました。

この集いは、地域の方々が地域医療や健康づくりに興味を持ち、それぞれの立場で自発的な取り組みを進め、安心して住み続けることができる地域づくりへの一助となるよう開催されたものであります。

当日は、最上地域に加え尾花沢市や大石田町からの来場者もおおり、会場は満員の状況でした。当町からは町議会議員の皆様を初め町内会長や食改善推進協議会、百歳体操開催団体等から合計20名の参加をいただきました。

つどいでは、県立新庄病院の針生医療安全部長による「健康寿命とロコモティブシンドロームについて」と題しての講演がありました。高齢化が進み平均寿命が延びる一方で、介護が

必要な期間を短くして健康寿命長く過ごすことが大切な課題となっていることに対して、加齢に伴う筋肉や骨の衰えを自覚して、毎日適度な運動やバランスのよい食事を心がけることが必要なことなどをお話しされました。また、最上町の百歳体操を実施している団体からの報告もありました。

(8) 農業関係団体との農政懇談会について。

11月22日金曜日、舟形町認定農業者協議会と町長及び農業関係団体との農政懇談会が、もがみ中央農協舟形支店で開催されました。認定農業者協議会は、町内の認定農業者で構成されており、懇談会には私のほか加藤農業委員会会長、叶内舟形町土地改良区理事長、八楯地域担当理事、奥山もがみ中央農協南部営農センター長が来賓として招かれ、参加された認定農業者とこれからの舟形町の農業情勢等について意見交換をさせていただきました。これらの貴重なご意見は、11月20日に提出されました要望書とあわせまして、町農業行政の発展のため参考とさせていただきたいと思っております。また、懇談会に先立って行われました農業経営収入保険制度についての講演では、山形県農業共済組合より令和2年からの変更点も示され、保険制度の説明など、知識を深める会となりました。

(9) 災害時における地図製品等の供給等に関する協定締結式について。

11月26日火曜日、舟形町役場3階会議室において、株式会社ゼンリン総合販売本部東北第一エリアグループと災害時における地図製品等の供給等に関する協定を締結しました。

締結内容は、災害時に災害対策本部を設置した場合に、株式会社ゼンリンが無償で提供する広域地図、住宅地図等を使用し被害状況の調査の把握に活用するもので、地図製品等には株式会社ゼンリンインターネット配信サービスも含まれ、複製可能となっております。県内では、天童市、飯豊町に続き3市町村目の締結で、災害の際に万全を期し防災にも活用してまいります。

以上、9件について行政報告を申し上げます。

さて、本日定例会に提案します案件は、令和元年度舟形町一般会計、特別会計補正予算が6件、条例の設定が3件、条例の一部改正が2件、字の区域及び名称の変更についてが1件、人事案件が2件、以上14件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、9月定例町議会以降の主要行事につきましては、次ページ以降の記載のとおりでありますので説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第7 一般質問

議長 日程第7 一般質問をお受けします。順次発言を許可します。

6番 それでは、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

まず、(1) 現行基準に合わせた洪水マップ公表は行ったのかと題して行います。

水防法の旧基準の最大雨量は、数十年から百年に一度レベルであったが、2015年の改正で千年に一度のレベルの雨量想定になりました。

台風19号では、過去最大の24時間降水量を観測した地点が103カ所ありました。自治体がマップ作成を進め、住民にリスクを自覚してもらうことが必要になってきていると思います。

国交省によると、浸水が見込まれる区域がありマップ公表が義務づけられた市区町村は、全国1347、うち旧基準では1323市区町村(98%)が公表済みで、現行基準に合わせて公表済みなのは447市区町村、全体の33%となっています。

山形県では、マップ公表が義務づけられた35市町村のうち、旧基準では全てが公表済みとなっておりますが、現行基準では改正済みなのは本年3月末時点では16市町村となっています。

台風19号などの相次ぐ水害は、想定を超える災害がいつ起きてもおかしくないという現実を突きつけられました。地域住民がみずからの命を守るためにもハザードマップは不可欠なツールと言えると思います。早期整備と周知について、町長の考えをお聞きします。

次が、民間賃貸住宅等建設支援事業の進捗状況を問うと題して行います。

本事業の目的は、民間資金を活用した賃貸共同住宅の整備を促進し、若い勤労者世帯の生活安定及び定住人口の確保と増加を図るため、賃貸共同住宅を新築した者に対して支援するとなっております。

今般、具体的に本事業が進んでいるようだが、その内容について質問します。

町長 それでは、6番奥山謙三議員の「現行基準に合わせた洪水マップ公表は行ったのか」についての質問にお答えいたします。

町では、平成27年3月末に国土交通省及び山形県の洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ双方のデータを取り入れ、舟形町災害・水害ハザードマップを作成し、公表しているところであります。

議員ご質問の現行基準に合わせた洪水マップにつきましては、平成29年1月、国土交通省東北地方整備局より最上川水系最上川及び最上小国川の洪水浸水想定区域の提示がありましたが、最上小国川の県管理箇所については、平成30年度中に想定最大規模の洪水浸水想定区域図の作成に取りかかるという情報があったことから、この結果を待ち、一体として防災やマップを検証し、必要な見直しを行うこととしていたところであります。

こうした中、先般、11月8日付で山形県知事より最上小国川の洪水浸水想定区域の指定の通知があったところです。町としましては、国及び県より示された浸水想定区域を詳細に確認し、前回作成したハザードマップ同様、洪水浸水、土砂災害、ため池ハザードマップを組み合わせたハザードマップの作成に早急に取り組んでまいります。また、完成後には町ホーム

ページでの公表や各地区公民館への配布はもちろんのこと、全世帯への配布を検討するなど、現行基準に合わせたハザードマップの周知に努めてまいりたいと思っております。

次に、「民間賃貸住宅等建設支援事業の進捗を問う」についてのご質問にお答えします。

本事業は、議員ご指摘のとおり民間資金を活用した賃貸共同住宅（民間アパート）の整備を促進し、若い勤労者世帯の生活安定と定住人口の確保と増加を図るため、賃貸共同住宅を新築した者に対して予算の範囲内で費用の一部を支援するものであります。

平成30年度に補助制度を創設しましたが、残念ながら昨年度は利用実績がありませんでした。このため、本年度は補助の要件を一部緩和するとともに、土地の取得に係る費用も補助の対象とするなど内容を拡充したところ、1件の申請があり交付決定をしたところであります。

申請者は、新庄にあります株式会社大地建設で、アパートの建築場所は、舟形第3地内のハイムひだまりⅡの北側であります。

建築規模は、2棟4世帯、1棟の規模が2LDK、車庫が2台、完成予定日は令和2年2月29日、入居募集は12月から新聞チラシ等で募集し、入居開始予定日は令和2年3月からと予定しているとのことであります。

建築場所は、舟形小学校や保育園に近接し、さらに子育て支援住宅ハイムひだまりⅠからⅢに隣接しております。

当地区が、若い勤労者世帯や子育て世帯が増加することによりにぎわいのある地区となり、定住人口の増加につながればと期待しているところであります。

6番 非常に今回からの答弁についてはシンプルで大変いいのかなと思っているところであります。

再質問の中で余りにもシンプルすぎて、一つが現行基準のハザードマップ作成と町民への周知等についてのタイムスケジュール等、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

町長 先ほどの答弁にも申し上げましたが、11月に県のほうから公表されたものでありますから、直ちに町のほうのハザードマップの見直しにかかるということで、できれば来年度中あたりに周知が全て終わればと思っているところでございます。担当事務局のほうの進み具合を見ながら、できる限り早い時期で公表していきたいと思っているところでございます。

6番 やはり早くするということが、温暖化によって想定外のいろいろな災害が発生しているわけなので、やっぱり早期に公表していくというのは本当に大事なのかなと思いますが、今度はその周知の仕方です。要するに、配布するだけなのか、もう少し本当に町民の方々から理解してもらうための具体的な方策等、考えがあればお聞きしたいと思います。

町長 町としましては、防災計画の見直しも図っているところでございます。そういった中で基本的にはそれらとリンクしながらということで考えておりますので、できる限り早急という考え方もひとつございます。

それから、周知の方法について、前に周知した場合についても自主防の組織を利用しながら説明会を行ったという経緯もあるようでございます。そういったことも鑑みながら、地域ごとの斎藤議員の一般質問のほうにもあるようでございますが、地域防災計画というもののリンクをしながらやっていく必要があるだろうと思っておりますので、町としましては、できる限りそういった集落ごとといたしますか、そういった形の中でお示しできればと思っております。

6番 今、町長の答弁の中に自主防災組織、町内で全町内会にまだまだ立ち上がっていないところがあるわけです。やはりこの機会に自主防災組織を全町内会で立ち上げて、そしてそれらを活用してやっていくというのも一つの方法なのかなと思っておりますが、私の町内会でも、毎年、自主防災組織を立ち上げて訓練を行っております。その訓練の内容は地震という災害を想定しております。そういった中で、今回、打ち合わせの中で実際、昨年、うちの町内会でも床下浸水等が発生したものですから、水害を想定した訓練したらどうかという話がありました。ところが、水害となってくるとじゃあ避難すること自体が危険なんじゃないかということになりまして、水害による訓練というのは非常に難しいと感じたところであります。

そういった中で、やはり一番大事なのは自分の命は自分で守るというのが一番基本なのかなというところを考えていくと、一つはやはりこれだけの危険があるんだというところをハザードマップに出していただいて理解をしていただき、そして自分の命は自分で守る、それができなければ、やはりこの自主防災組織、要するに地域の協力でもってこれをやっていくというところを考えていくと、この自主防災組織の強化と育成、この辺について町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 このたびの台風15号、19号を初めとしまして、中間報告的な事例をお聞きしました。その中で、やはり亡くなった方の大半がハザードマップで浸水するという区域であって、その方々が避難をしなかったために亡くなったということが多いという報告がありました。やはりそういった中で考えていきますと、その地域の方々が、最小単位でいきますと個人が自分の命を守ると、自分の命は自分で守ることが第一条件でありまして、さらに逃げない人に対しても隣の人とかが声がけをすることで逃げるということもあるんだそうです。やっぱりそういう意味で、自主防の必要性といいますか重要性というのは本当にあるんだと思いません。

そのために、やはりハザードマップを初めとしまして、その地域で起こり得る災害を自分たちで予測して頑張って避難をするということ、水害についてはやっぱり垂直避難ということもあるようです。亡くなっている方の多くが1階で亡くなっているということもございましたので、垂直避難という方向もあるんだろうと思っております。そういった避難の方法等についてもしっかりと自分たちで勉強をするということも大事かと思っております。

そのために、町のほうとしましては、先ほど言いましたハザードマップを初めとしましてこういう事例等についてのやはり説明ということが必要なかなと思っております。先日行われた第2回の町内会長会議の中では、その自主防の役割ということでの講演会も行われております。町内会単位でしっかりとそういった計画なり意識を高めていくことがやはり町民の命を守ることになると思っておりますので、その点については自主防の組織と町の防災のほうの担当としっかりとタッグを組んで進めていきたいと考えております。

6番 町長が答弁したとおりだと私も思っております。

次にですけれども、この舟形町には福祉施設がありますけれども、川の氾濫で浸水するおそれがある福祉施設、要配慮者利用施設、この利用者の避難計画は策定されているのが県内では三十何%しかないとかというような新聞報道であります。もし、わかる範囲で結構なんですけれども、舟形町の福祉施設関係で避難計画をつくっているのかどうか、もし知っていればお聞きしたいと思います。

議長 暫時休憩をします。

午前10時50分 休憩

午前10時50分 再開

議長 会議を再開します。

町長 4施設ともそういう避難計画はつくっているようでございます。

6番 なぜこういうことを聞いたかということ、昨年の豪雨で正直いって光生園にしても徳洲苑にしても避難ができなかったという現実が発生しているわけです。本当に孤立してしまうということの危険を考えると、非常に町のほうでも少しは考えていかないとまずいのかなという感じがしたものですから質問したようなところでした。こういう施設は施設で、恐らく避難訓練等は実施しているだろうと思っているところであります。

次にですけれども、本当にアバウトな質問になってしまいますけれども、町長が考えている行政が担うべき防災の範囲といいますか、この辺、もう100%は無理なはずなので、この辺までは行政が担うべきじゃないかという町長の考えがあればお聞きしたいと思います。

町長 今までの内閣府等々の話であると、全て行政等々がその業務を担うということであったようです。ただ、昨年だったと思いますが、西日本の豪雨災害でハザードマップを張り避難しろということでの指示も出しながら、それでも避難をしないということでありました。国のほうでは、そのこともあって国、県、市町村については不断の努力をすると、しかしながら最終的には自分の命は自分で守るというような言葉が入ってくるようになりました。やはり逃げる、逃げないはその方の判断になってしまうといったところがあるので、幾らこちらのほうで情報を提供し逃げろという指示を出しても、実際に行動するか、しないかはその個人

によってしまうという問題点があるので、まずは、国、県、市町村については予防防災という言葉がキーワードとなってきておりますが、そういうことで防災になったからではなくて、その前としてある程度の措置はすると。でも、最終的には個人の判断によるということが多くなってきているようでございますので、その点については、町のほうとして、私としてもそのような考え方にならざるを得ないだろうと。

ただし、それまでの経緯は先ほど申し上げましたとおりしっかりと周知をしていくこと、説明をして納得してもらうことが大事だと思っておりますので、その点については丁寧に説明をしてまいりたいと思っております。

6番 やはり大事なのは、こういうリスクがあるというところを各町民の方々から理解していただくというのが本当に大事なところなのかなと。これを踏まえて、個人でできること、地域でできることという整理をしてやはりやっていかなければ、いろいろな災害のリスクというものは防ぐことができないと思いますので、今回の現行基準に合わせた洪水マップの公表については、やはり早く公表して町民の方々から知っていただくというところを進めていただきたいなと思います。

次ですけれども、次の民間賃貸住宅等建設支援事業の進捗状況の中で、一番失望した答弁が載っておりました。がくっと来ました、私。一番最後に当地区ということは舟形第3ですけれども、若い勤労者世帯や子育て世帯が増加することによりにぎわいのある地域となり、定住人口の増加につながればと期待しているところでもありますというところの答弁なんですけど、何でこういうことを感じるのかといいますと、これまでアンケートなりワークショップを開催しながら各町内会ごとの町内会びじょんをつくってきております。そういった中で、町内会の課題、こんな地域にしたいというところの中で、やはり子供がいる、子供の声がある、若者がいる、やっぱりこういう地域にしないと町内会自体の維持というものが困難になってくるところに、第3町内会に子育て支援住宅やら定住促進住宅やら宅地造成やら今回の賃貸アパートなりというところで、本当に町として舟形町全体の発展というか活気といいますか、本当に町内会ビジョンに沿った行政支援といいますか、こういうの本当にやる気あるんだろうかなというところを感じて、すごく今回の答弁については非常に失望しているところでもあります。

そういった中で、本当にこれまでやってきたアンケートなりワークショップを踏まえた町内会びじょんに沿った町の支援といいますか、やはり行政である程度誘導することによって各町内会のほうに若い方々も住めるようになるんじゃないかなと考えておりますが、町がしていることが本当にコンパクトシティーでもつくりたいのかなという印象を受けておりますが、この辺について町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 答弁の最終の部分で当地区がということでもありますけれども、これは民間アパートがそこ

に建つとさらにそれが加速されるという意味でございまして、町でその場所を特定したわけではなく民間の業者さんがその土地を選定したわけでありますので、そこにそういったものが加われば、さらにそこがにぎわうだろうということの期待を込めて申し上げたところでございまして、町内会びじょんとかほかにつくらないということでもないですし、ほかの地区に民間アパートをつくった場合に保障しないということでもございませぬので、そこは誤解のないようお願いをしたいと思いますし、町内会びじょんというものについては第7次総合発展計画の中にも取り入れていくということでありますので、それを尊重しながらまちづくりを進めていくということでございます。

6番 第3町内会だけが本当に、若者、子供がどんどんふえていって、逆に地域のつながりというのが非常に希薄になってきているんじゃないかなという印象を受けております。確かに今回のやつは民間ですので、民間の方がそこを選んだということを書いてしまえばそれまでですけれども、やはりこれまでの政策の中で、各町内会に若者・子供世帯が移住・定住できるような誘導といたしますか、この辺を行政はできるんじゃないかなと思っております。国だつて一極集中を是正するために地方創生云々ところでいろいろな政策を出してきておりますが、この辺について、今後、この町全体の活気といたしますか、この辺について、ちょっと一般質問、賃貸住宅からちょっと離れてしまうような感じしますけれども、町長のこの辺のちょっと考えをお聞きしたいと思います。

町長 地方創生も来年度あたりから第2期に入るとということで、第1期の地方創生については移住・定住で人口をふやすというのが主になるようございまして、今回といたしますか第2期については関係人口をふやすという方向にかじを切るようございまして。やはり日本全体が人口減少している中でありまして、その中で移住・定住ということで東京一極集中をということで意気込みがあったようございましてけれども、なかなかそれが進まないという現状の中でいって、例えば、最上郡内でいけば隣の市町村から人を奪ってくる争奪合戦になってきているというような国の考え方もあるようです。

そういったことも踏まえまして、移住・定住は推進しながらも、今後は関係人口をふやしていこうという方向になるということでございまして、町としましても、前から関係人口をふやすということ、交流人口をふやすということを書いてきております。先ほど申し上げましたとおり、ふるさと納税の納税者に対する交流会を開催したりもそういった関係人口をふやしていこうということのあらわれでございます。そういったことで、まずはその地域、地域ごとの町内会びじょん、さらには魅力ある地域づくりを進めていく中でどうやっていくのかということが大事かと思っております。

先日、明治大学の小田切先生の話をお聞かせいただきました。その中には、にぎやかな過疎という表現がございました。大変いい言葉だなと思っております、やはりその中に

住んでいる人が、いろいろなまちづくりをこうこうしよう、ああしようと考えているところが活性化なんだということの中で、そういったことをその地域、地域でやっていくと。町内会びじょんもそうでございますが、今、ワークショップでやっています運営組織ということも重要になってくるというお話でございました。

町としましても、町内会びじょん、さらに運営組織というものを考えながら、できるだけ均衡あるといったら言葉に語弊ありますけれども、やはり集落として成り立たない町内会も出てきておりますので、そういった中でも地区運営組織というものを大事にしながらまちづくりを進めていきたいと私は思っております。

6番 やはり、その地域を元気にさせるというのは若者であったり移住者であったり、あと女性であったりということで、やはり幅広い方々から参画していただいてこそ地域の元気が出てくると私は思っております。当然、そういった中では子供から老人まで幅広い年齢層がやっぱりいるということが大事だと私は思っておりますので、ぜひとも、もう少しこの辺について町の政策として各町内会に若者なり移住者が住めるような政策というものもぜひ考えていただきたいと考えているところであります。

そういったことで、今回については洪水マップの民間賃貸住宅ということで質問しましたので、この辺で終わりますけれども、ぜひとも町全体の人口増というところもあわせてお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、奥山謙三君の一般質問を終結いたします。

2番 それでは、通告書に従いまして、私のほうから一般質問を行います。

1点目は、最上川増水時の排水対応、見直しが必要では。

2点目といたしまして、舟形町避難施設見直しが急務ではと題して行います。

まず、1点目の最上川増水時の排水対応、見直しが必要では。

添付の資料を準備していますので、参考にいただければと思います。

10月に発生した台風19号では、全国的に大きな被害が発生し、死者、行方不明者も多数出てしまい、心よりお見舞い申し上げます。

舟形町内でも河川の越水、田畑への冠水被害はありましたが、各地区に早い段階から避難所を開設していただき、幸い人的被害はありませんでした。しかし、大雨の影響で最上川の水位が上昇し、堀内地区では消防団の対応も長時間となりました。

国土交通省で定めている堀内橋付近では、水防団待機、氾濫注意、避難判断、氾濫危険の基準は4段階で区分されております。今回の台風19号による大雨で、水位は避難判断の7.6メートルまで到達しました。堀内橋から200メートル上流にある国交省の堀内第二観測所では、水位の上昇に伴い、最上川からの逆流を防止するため観測所の操作員が水門を閉じます。水門を閉じれば、当然、内水位は上昇いたします。水門の底面から約2メートルの高さが町道堀

内川端線の路面になります。さらに内水位が上昇すれば、道路の冠水、近隣住民への浸水被害を防止するため、消防団は建設会社に連絡し、クレーンつきトラックで堀内出張所に保管している口径200ミリ、吐出量毎分4立方メートル能力、重量が約170キロ以上ある排水ポンプを据えつけ排水作業を行います。手配から実際に排水を行えるまで、順調にいても1時間半から2時間かかるのが現状であります。この場所に関しましては、以前から消防団による徹夜での作業もありました。排水ポンプ導入後は、消防団の対応は軽減されていますが、大雨による最上川の増水は今後も間違いなく発生し、今まで以上の増水が想定されます。迅速な対応に当たる消防団員の人員も減少しており、団員への負担が多くかかることが考えられます。

対応策といたしまして現在の場所に恒久的な排水ポンプの設備の設置を行い、近隣住民が安心して暮らせるように県、国交省と早急な検討が必要と思いますが、町としての考えをお伺いいたします。

次に、舟形町避難施設見直しが急務ではと題して行います。

全国各地で台風、大雨、地震等々による自然災害が多発しておりますが、舟形町では、災害発生時の一時避難施設が39カ所、広域避難施設が9カ所指定されております。この施設の多くは各地区の公民館です。災害が発生し、いざ避難したとしても各家庭、各地区の町内会、自主防災組織で温度差があり、備蓄品が不備で統一されていない、しない避難施設があるようです。舟形町土砂災害ハザードマップの中に非常備蓄品一覧が記載されていますが、各避難施設ごとに必要な備蓄品有無の確認が必要だと思います。

また、現在、一時避難施設、広域避難施設は準備されているものの、この広域避難施設に乳幼児、お年寄り、障害を持っている方が本当に数日間生活できるのか心配です。

町では、現在、ハリヨ地区に特に配慮が必要な方々が確実に避難できる福祉避難施設の建設に向けて土地の整備を進めておりますが、自然災害はいつどこで発生するか誰にもわかりません。

多額の費用を投じての整備事業になり、町の財政も厳しい状況になりますが、働き盛りの私たちの世代で、次の世代の方が安心して舟形町で暮らしていけるように早急な整備が必要だと認識していますが、町としての具体的な考え方を伺いいたします。

町長 それでは、2番荒澤広光議員の「最上川増水時の排水対応、見直しが必要では」についての質問にお答えいたします。

まず初めに、先般、10月13日の大雨の際、河川巡視員、消防団第6分団の皆様にご内水の排水作業に当たっていただきましたことに、改めて深く感謝申し上げます。

さて、過去、堀内地区におきましては、昭和42年の羽越水害を初めとして最上川本流の洪水によるたび重なる被害を受けてきましたが、昭和40年代において、工事期間5カ年、総工費

1億8,700万円をかけて特殊堤が建設され、それ以降は大きな被害もなくできております。一方で、議員ご指摘のとおり、水門を閉鎖するため内水の排水作業が必要な状況にあります。

その後、平成9年には、消防の小型ポンプ十数台、ドラム缶2本半分の燃料を使用して排水したときもあったため、翌10年に当時の鈴木町長、加藤消防団長が国交省に何度も足を運び、電源等の維持経費を町が負担することを条件に、8インチの水中ポンプの提供を受けたところでもあります。

ご質問の恒久的な排水設備の設置であります。先般、11月21日に開催した新庄河川事務所との意見交換の場合において、その設置について要望したところでもあります。

残念ながら、その際は新たな排水ポンプ設置については物理的・財政的に難しいとのことで色よい回答はいただけなかったところではありますが、国交省が所有する排水ポンプ自動車に出動要請し、内水処理の対応をしていただければとのことでありました。

議員ご存知のとおり、当該地区における内水の排水対応については、消防団の水防活動はもとより、地元の消防団協力事業所のご協力を得て排水ポンプの設置作業を行っていただいております。また、最上広域市町村圏事務組合が所有する排水ポンプ自動車4台もありますので、これらの活用も可能であります。さらに、町では電源車も配備しておりますので、停電時の対応を考えると効力を発揮するものであります。

引き続き、内水の排水作業の現状や問題点を国に訴え、地域住民が安全・安心に暮らせるような環境にしていきたいと思いますと考えております。

次に、「舟形町避難施設見直しが急務では」についての質問にお答えいたします。

昨年8月の豪雨災害の際、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している町内4施設が、それぞれ床上浸水や浸水土砂災害のおそれ、他施設の入居者の受け入れ等の事情で要配慮者が避難できなかったという状況がありました。また、このことを受け、昨年11月に開催した町内会長会議でも、要配慮者の避難先を確保してほしいとの要望もあったところです。加えて、例えば、西日本豪雨の被災地においても、要配慮者の避難所の環境が課題になっているという状況も認識しておりました。

このように本町における教訓や他の被災地の状況を踏まえ、災害時に要配慮者が安心して避難し、生活を送ることができる福祉避難所を整備することとしたものであります。

施設の設置に当たっては、山形河川国道事務所の助言により、国土交通省の社会資本整備事業、防災安全交付金のメニューである都市防災総合推進事業（補助率2分の1）を活用することとし、平成31年4月に計画の承認をいただいているところでもあります。計画期間は今年度から令和3年度までの3カ年で、今年度は用地造成と実施設計、来年度は本体の建設、令和3年度は外構工事を予定しております。

近年の災害は、想定をはるかに超す状況にあります。ことしの台風19号の際も、全国各地で

一般避難所に個室やその他必要な設備がなく、要配慮者がやむなく自宅2階への垂直避難や車両で過ごした方々も多く見られたようであります。

当町におきましても、台風19号の際、避難された方の中に体の不自由な方がおり、幾らかでも安心して過ごせるよう、昨年購入した間仕切りテントで個室をつくり簡易ベッドで何とか一晩は過ごしていただきましたが、多数の避難者がいる中、一般避難者で避難生活を続けることは困難と思われます。繰り返しとなりますが、洪水による浸水や土砂災害のおそれのない安全な場所で、個室等もあり安心して避難できる施設が必要であります。

なお、常時災害が発生するわけでもありませんので、平時には防災教育の場として、または保健センター、子育て支援センターとして有効に活用してまいる予定であります。

最後に、避難所における備蓄品についてこれまでの状況を申し上げます。

東日本大震災以降、各公民館に小型発電機を配備し、各町内会自主防災組織で購入する防災資機材や各地区公民館の耐震診断、耐震改修工事費に補助をしております。購入した資機材については数年経過しておりますので、使用できるかどうかを含め、再度各町内会防災組織でご確認いただきたいと思っております。町公共施設の指定避難所には、昨年度の災害の反省を踏まえ、毛布、床マット、簡易ベッド、非常食等を平成30年度で購入しております。なお、その備蓄品の中から毛布、非常食を今回被災のあった大郷町に提供しております。

2番 今ほどの答弁の中で二、三再度確認をしたいと思っております。

まず、最初の最上川の増水関連ですけれども、現行の排水ポンプが今現在2台ありますが、そのポンプの管理者あるいは管理している部署はどこなのか、明確になっているのかお聞きしたいと思います。

町長 ポンプを管理しているところは、住民税務課の危機管理室で管理をしているということになります。場所については、農村環境改善センターの脇にある格納庫に収納されております。

2番 今ほどの答弁の内容ですけれども、場所は確かにあの場所ということで私も確認しました。いざというときにあのポンプを使うわけですけれども、またいつか、いざが来ると言うんですけれども、そのために一旦使った後ですけれども、メンテナンス等々の維持管理、その辺も常におこななければならないと思っておりますが、今現在の現状を教えてくださいたいと思っております。

町長 今、ご指摘ありましたことについては、使用後にメンテナンスというものについてはなされてない状況でありましたので、今後は、次に使うときにしっかり稼働するかどうかについてのメンテナンスがやっぱり必要ではないかと。それに加えて、定期的なメンテナンスというものについても今後検討してまいりたいと思っております。

2番 わかりました。

次ですけれども、今現在の排水ポンプです。これに関しましては、いざというときにやっば

り消防団の方が段取りして据えつけて稼働させるという方法でやっておりますけれども、具体的な手順書が私はあったほうがいいと思っているんですけれども、その辺も必要なのか、必要なくて大丈夫なのか、その辺も回答お願いしたいと思います。

町長 平成10年といえますか、国交省さんからいただいたときには、使用方法について国交省さんのほうから詳しく教えていただいておりますが、その後、やはり消防団員の方々も交代になってきているという現状ということもございますので、やはり議員さんご指摘のとおり、そういった手引書というものは必要でないかと私も感じているところでございますので、その点について現在ないようでございますので、そういったマニュアル、取説というものをしっかりとつくってまいりたいと考えているところでございます。

2番 その辺はよろしく願いいたします。

あともう1点ですけれども、台風19号のとき、私もあの場所で立ち会って実際の作業を確認してみました。そうすると、やっぱりポンプはあるものの、実際に水を排出するまでいろいろ工夫を消防団でしているようです。その辺も恒久的にポンプと一緒に備品も準備しておいて、いち早く水が排水できるような体制もしておかなければならないと思っていますので、その辺の考えもお聞きしたいと思います。

町長 先ほどの答弁でも申し上げましたが、本来であれば常設した排水ポンプというものが本当はあればいいんですが、国交省のほうにも再度確認をしたんですが、やはり特殊堤があつてすぐ町道があつて、それで住家があるという現状の中でいくと、常設の排水機場はなかなか構造的にも難しくつくれない地形的な問題が一つあるということと、やはり優先順位ということでいくと、全国の中でいって排水ポンプ場ができるのはなかなか堀内のほうには回っていかないのではないかとこの新庄河川国道事務所のほうのお話でありました。そういったことは言わず何とかお願いをしますということで申し上げたところなんです、現状ではすぐにそういった設備ができるということはちょっと難しいということはあるようであります。

そういったことを受けまして、先ほど議員さんが指摘しました工夫というものについて、それが早期に設置して排水が可能になるようなものが必要であれば、町も消防団のほうといろいろと協議をさせていただいて、そういった設備をすることについては積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、今後、6分団の方々と一緒にどういった設備が必要なのかをあわせて、来年度の予算等で必要なものがあれば、そこについては配備をしていきたいと思っておりますので、またご指摘あればと思うところでございます。

2番 国交省の回答ではなかなか難しいということですがすぐにはできないと思いますけれども、粘り強く要望、お願いをしていただきたいと思います。

あともう1点、答弁書の中に排水ポンプ車という話もありました。確かに、今現状の排水ポンプに何らかのふぐあいがあったときに、事前に排水ポンプ車を配備できるような、その辺

のバックアップ体制も今後ぜひお願いしたいと思います。

また、国交省あるいは最上広域で持っている排水ポンプ車があっても、実際にあの場所で本当に十分に機能が発揮できるかが問題になってくると思いますので、平常時、今の段階ですけれども、現場に1回車を持ち込んでみて、本当にこの場所で作業ができるかどうか、その辺も確認する必要があると思いますが、その辺もちょっと考え方を教えていただきたいと思います。

町長 国土交通省のほうの回答で、排水ポンプ車があるということで回答があるんですが、実際的には、なかなか最上川自体の水位が上昇してきたときに、内水対策として堀内よりももっと内水の浸水がひどいところに行ってしまうという可能性があります。また、最上広域の4台の排水ポンプ車でありますけれども、今年の8月豪雨で寺下の地区についての浸水がありましたので要望をしたところではありますが、やはりそういった集中豪雨の時期はほかの市町村も甚大な被害を受けているということで、今年は要望しても最上広域のほうが大蔵村と戸沢村に行ってもなかったということもございます。

そういったことも含めて、やはりなかなか排水ポンプ車というのも厳しいんだろうとは思いますが、議員さんがおっしゃられたとおり、やっぱり平時で本当にそれができるかどうかというのをやってみるということも非常に重要なことだとは思っていますので、今のところ、大蔵村に最上広域の中で舟形のほうを担当する排水ポンプ車については大蔵村のほうに配備されているようでございますので、そういった車を使って実際どうなのかということをやってみるということは重要だと考えておりますので、そういったことも来年度以降ちょっと試してみたいなと思います。

2番 現行消防団の負担の軽減のためにも、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、2点目の福祉避難施設の質問に関して、何点か確認をさせていただきます。

まず、私の質問の中で現行の避難所に各地区あるいは各防災組織でさまざまな備品、非常時の備品ですけれども、各地区あるいは各防災組織でばらばらに多分準備しているものだと思いますけれども、それが町で指定しているハザードマップに記載されている非常時の備品に対して本当に十分なのか、不十分なのか。その辺、一度、各地区の避難所でその辺の備品を確認して、いざというときに備える必要があると思いますけれども、その辺も質問いたします。

町長 町で設置したものについては、整備したものについては把握しているんですが、各自主防災組織等で整備した備品等については町のほうで把握していないものもございますので、町としてやはり一時避難した際に必要なものというものをある程度設定しながら、そういったものについての確認をして、必要なものについては整備をするということでの支援をしていきたいと思います。まずは、しっかりとどういったものがそこにあるのかというところの実態把握に努めてまいりたいと思います。

2番 やっぱり現状は全てそろっていないものが大部分だと思いますので、今現在の状況を把握しておいて、いざというときには、このものがここにはないのでこちらからすぐ運べるという体制をとる必要があると思います。

あとは、今計画を進めています福祉避難所について、何点か質問をさせていただきます。

平常時は、大会議室というところで2階の平面図では書かれていますけれども、緊急時ですけれども、ここが要配慮者のスペースになるようですけれども、大会議室から要配慮者のスペースに多分間仕切りかなんかするのかなと思いますけれども、その辺のスペースを変更するまでに、大体どの程度の時間を要するのか教えていただきたいと思います。

町長 今回の福祉避難所につきましては、やはり昨年の災害で福祉協定を結んでいます徳洲苑さん、それからほなみさん、それから光生園、えんじゅ荘の中で、えんじゅ荘を除く施設で災害のおそれがある、もしくは浸水を受けたということで、町の障害者等の避難をすることができなかったという反省を踏まえてそのことをやるということではありますが、議員さんおっしゃられる2階の平面図等というものについてでございますけれども、一部まだ実施設計が固まっているところではございません。ということで、基本的には妊婦さんとか出産間もない方、それから寝たきりの方とかについてはできる限り個室をと考えております。そのほかの方々についてはパーテーション等の区切り、もしくはダンボール等の間仕切りということの考え方もあるようでございますので、時間的にどのくらいというのはちょっと私のほうでは把握しておりませんので、もし課長のほうでわかれば、わかりますか。間仕切りについての時間はちょっとわからないようでございますので、まずは避難所ができる、開設するとなったときには、準備がある程度できているものということで考えております。以上です。

2番 それでは、先ほど答弁の中で福祉避難施設についてですけれども、保健センターと子育て支援センターとして活用していくという、済みません、平常時ですけれども、支援センターとして活用していくという答弁がありました。その辺、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

町長 いろいろ町の施設で問題点がございます。一つは、保健センター、今、隣にあるわけですが、健診車が入る場合に、駐車場の車があつて何回も切り返しをしないと保健センターのところに入っていけないというような現実がございます。また、健診を受ける人の駐車場が狭いというような現実もあるようでございます。保健センターとしてはそのような問題があり、それから役場の前にあります旧Aコープの第二庁舎でございますけれども、ここには地域整備課が入っておりまして、1階部分に水道のテレメーターとそれから下水道の監視施設等が入っております。前のほう、28年の議会だったかと思いますが、斎藤議員からの質問の中でも、そこが耐震化されていないというのは非常にまずいだろうという指摘を受けて、早急に分庁舎もしくは防災センターをつくれという話がありました。しかしながら、

財源的になかなか見つからなかったものですから今に至っているところでございますが、そういった現状で、まだ耐震化されず第二庁舎が残っております。

さらに、国道13号の歩道整備が今実施設計といたしますか利用調査をしておりますが、始まってまいります。そうしたときに、第二庁舎の前の駐車場部分がかかってしまいます。さらに、現在、国道13号に48ライナーの山交のバスがとまるんですが、そうすると片側1車線を潰してしまって、信号の十字路がすぐ側にあるんですが、停滞をしてしまうということで、国交省さんのほうからもぜひ役場の敷地の中で若干停留できるスペースが欲しいということもございまして、それは大変町としてもいいことなので協力させていただきたいということをお願いしたところでございますが、そういったところで、第二庁舎の移転というものがひとつございます。

さらに、現在、ほほえみ保育園の保育所の2歳から6カ月児までが未満児として入っておりますが、今、1つの大きな部屋にパーテーションで区切って、要は6カ月児等々のベッドで寝ている子供とはいはいをする子供と、2歳児ぐらいになりますと元気に動き回る子供が1室にいるような状況にあります。そういった危険性も踏まえて、ほほえみ保育園の子育て支援センターという施設がございまして、その部屋に2歳児なり未満児が、いずれにしても分室することで安全に保育ができるのではないかとというようなことがございます。

そういったもろもろのことを考えますと、現在、ある保健センターに第二庁舎の機能を持ってきました、そして福祉避難所でもありますので医療チームといたしますか、ある程度の医療施設があるような保健センターの機能をそちらのほうですと。そのことによって、健診車も安全に入ってくれますし、駐車場をとることで、さらにその前には小学校の駐車場もありますので、健診に来られた方が駐車場に困るといこともなくなるのではないかとということ、それから、ほほえみ保育園の子供たちが子育て支援センターのほうに来ることでほほえみ保育園を広く使えるということを鑑みまして、そういった施設を平時に利用するという内容にしたいと考えているところでございます。

今現在、実施設計中でございますので、なお詳細がわかりましたらまた議員の方々には提示をしていきたいと考えております。

2番 あともう1点ですけれども、災害発生時、何らかの避難基準に基づいて要配慮者は家族とともに自主的に避難するという福祉避難所かなと思っているんですけれども、認識、そんな感じによろしいでしょうか。

町長 レベル段階が変わりましてあれなんです、台風19号の際にも、レベル2で避難準備情報を出します。その際につきましては、要配慮者もしくはそういった支援が必要な方は、もう避難を始めてくださいというようなことの内容にしております。その他のの方々については、避難をする準備をしてくださいということでのそういう内容になっておりますので、そうい

ったことも含めて周知をしていきたいと思ひますし、先ほどの奥山議員の質問にも答へましたが、やはり自分で避難をするということが非常に大事だと思ひておりますので、そのための努力を町としては考へていきたいと思ひているところでござひます。

多額の費用をかけて避難所をつくるということでありますので、災害時のほかに、やはり平常時でも有効に使えるようにとは考へておりますが、できる限り町民の安全・安心、生命を守る意味で非常に重要な施設だと考へておりますので、今後ともよろしくお願ひをしたいと思ひます。

2番 今ほど町長から多額な費用という言葉もありました。やはり多額の費用でこれから新しい建物を建設する計画をしておりますけれども、ぜひ、皆さんで知恵を出し合つて最適な施設になるようにぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと1点ですけれども、先日、石巻市の行政視察で防災センターを見学してきました。そのときに案内して下さった方ですけれども、万が一停電になったときですけれども、非常用発電は自家発電、発動用発電とソーラーを併設が重要だというコメントがありましたので、ぜひ、そのコメントも参考にして立派な福祉避難施設の建設をお願ひして、私の質問を終わりにしたいと思ひます。

議長 以上をもって、荒澤広光君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時43分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問をお受けします。

5番 それでは、通告書に従ひまして、私からは防災拠点施設の必要性はと題しまして質問いたします。

平成31年度当初予算で、都市防災施設整備事業（防災拠点施設・福祉避難施設整備）が承認されました。

ことしも東日本を中心に甚大な被害をもたらした10月の台風19号では、防災対策についての課題を多く残し、報道でも多くの課題が提起されています。例えば、品を誘導する際の防災放送のあり方や避難所の受け入れなど、さまざまな観点から地域住民の命を守るために行政支援としてどのような役割を果たすのかなどです。防災対策を講じる本部のあり方や拠点機能を果たすための環境について、町長の考へを伺ひます。

舟形町では、昨年の豪雨災害で防災拠点としている役場庁舎が地下ピロティへの浸水でキュービクルやボイラー設備が使用できなくなり、電源設備はもちろん公用車も被害を受け、

防災拠点施設としての機能を失った状態となりました。そうした状況を鑑みると、防災拠点施設を庁舎内に設置することは難しく、新たな場所を確保する必要があると感じざるを得ません。

町で計画している防災拠点施設について、町長の考えを伺います。

また、何らかの形で町民への説明はなされるのか、あわせて伺います。

町長 それでは、5番石山和春議員の「防災拠点施設の必要性は」についての質問にお答えいたします。

町では、平成26年度に防災センター、第二庁舎建設を目的として保健センター脇用地を購入していたところですが、財源の問題もあり、今日まで施設建設には至っておりませんでした。

こうした中、昨年8月の豪雨災害時、災害対策本部を設置していた役場庁舎の地下ピロティ一が浸水して一時電源を喪失し、災対本部の活動に、短時間ではありましたが、支障を来すという事態が発生しました。この反省を踏まえ、平成26年度に取得した用地に当初の計画どおり防災拠点施設を整備することとしたものです。財源には福祉避難所と同様、国の都市防災総合推進事業（補助率2分の1）を活用することとし、計画承認を受けているところであります。用地取得時とは違い、活用できる財源があるということでもあります。

事業期間は令和元年度から2年度までの2カ年で、今年度は用地造成と実施設計、来年度は施設建設を予定しております。

整備にあっては、昨年8月の災害での経験を最大限生かすこととしています。まずは、何といても役場庁舎の電源を喪失したことです。大型発電機を用意しましたが、電源復旧まで数時間を要し、その間、防災無線による情報伝達や電話による情報収集に支障を来しました。ことしの台風15号により千葉県では大規模停電が発生し、行政機能にも大きな支障を来したことを鑑みますと、施設電源の確保の重要性を再認識しております。

次に、災対本部の設置スペースです。昨年は、最初、住民税務課前ロビーに設置しましたが、その後、平日の窓口業務や被災の相談等対応に支障を来したため、地域整備課、まちづくり課へと移動させた経緯があります。本庁舎はもともと手狭な上、県防災ネットワークシステムも散在しており、関係者が一堂に会して会議するスペースにも不足する状況にあります。大規模に被災した市町村の話をお聞きすると、自衛隊、消防、警察等多くの支援隊が来援するため、会議室不足が課題となる場合が多いそうでもあります。

こうしたことを踏まえ、新たに整備する防災拠点施設には、自家発電設備、県防災ネットワークシステムと防災行政無線操作室の集約による適切な情報の収集・発信機能、関係者が一堂に会し災害対応する会議室を配置するとともに、浸水のおそれのある地下駐車場を解消し、応援の方々の駐車場も確保したいと考えております。

防災拠点施設の整備計画については、町ホームページで概略を公表しておりますが、現在、

実施設計業務委託中であり、詳細が決まりましたら町広報等で内容をお示ししたいと思いません。

5番 災害発生時には町民の生命、財産を守るというのは最優先であることは今さら言うまでもありません。昨年の豪雨災害はもちろんです、ことしも避難所を開設するほどの大雨がありました。かつては五十年に一度の大雨とか言われておりましたけれども、今は百年に一度あるいはそれ以上の災害を想定しなければならないと報道等では言われております。東日本大震災のときには想定外という言葉が当たり前のように使われておりましたけれども、今は想定外のことを想定しなければならないという非常に難しい対応を迫られていると思えます。ただ言えることは、今やれることはしっかりとやっておくということだと私は思いますが、まず町長の考えをお伺いいたします。

町長 確かに想定外という言葉がありまして、想定外ということは当然あるんでしょうけれども、現在はやはり議員さんおっしゃられるとおり想定外を想定しなければいけないというような現実が今ここに迫ってきている状況であります。そういったことを踏まえまして、先ほども申し上げましたが、国のほうの防災のキーワードは事前防災だという方向にかじを切っているようでございます。あらゆることにまずは事前に備えるということが非常に大事だと国のほうでもなってきております。

また、国土強靱化計画というのがございまして、さらには昨年からの西日本の集中豪雨によりまして防災・減災、国土強靱化緊急対策で約7兆円の事業が取り組まれております。災害復旧は当然のことなんです、それ以前にやはり危ないところを事前に潰すということでの対策にもその費用が使われているということでございます。

町のほうとしても、早急に地域の強靱化計画を策定するように努力をしておりますが、それがないと令和2年度の予算については重点的な配分がなされない、令和3年度につきましては予算が配備されないということもあるようでございます。そういった国の方向性をしっかり見据えながら財源を確保して、できる限り町としましても事前防災に努めていきたいという考え方を持っております。

5番 町長の考え方はわかりました。その上で質問させていただきます。

都市防災施設整備事業というのは3カ年の計画になっております。防災拠点施設と福祉避難施設整備となっておりますけれども、これはセットの事業ということでよろしいのでしょうか。

町長 このたびは、2つをセットとして国のほうに要望し採択を受けたものでございます。過去の議会での質問ということでいきますと、先ほども申し上げましたが、28年の6月定例会で第二庁舎の移転ということについて斎藤議員のほうから質問がございました。さらに、その年の9月に加藤議員のほうから第二庁舎を兼ねた防災センターをつくれという質問がござい

ました。それについては、事業費等がなかなか厳しい状況の中でということをお願いしましてなかなか今日まで至っている状況であります。今のところ、この2つの補助事業について山形河川国道事務所の所長さんからご指導いただきまして何とか補助事業に乗ることがありましたので、福祉避難所、防災拠点という2つの施設を補助事業に該当させていただいたという事情でございます。

5番 わかりました。そうすると、セット事業で総額が14億円ということで理解をいたします。

先ほどの答弁で、防災拠点施設はことしが実施設計と造成工事で3,000万円、来年度が建築工事で2億4,000万円となっております。当初、防災施設拠点は3億円でありましたけれども、福祉避難所のほうに3,000万円つけかえになっているんですけれども、これつけかえた理由というのはどのような理由があるのか、お伺いします。

町長 14億円というのが、まだ実施設計もできていないということもございまして、その当時、指導を受けておりました山形河川国道事務所長のほうから事業費が足りなくなると非常に後々事業の推進が難しくなるということでありましたので、つかみの中で多く事業費を計上させていただいているということがあります。実際的には、先ほど議員さんからもありましたとおり、実施設計等していくとその全体事業費等は縮小してくるものと考えております。現在、実施設計を委託中ではございまして、両施設ともまだその金額が出てきておりませんが、14億円という金額にはならないものと思います。

3,000万円つけかえたのは、基本的な考え方の中で防災拠点のほうがそんなにかからないのではないかということの中の事業間の移動ということではないかなと思います。詳しいことはちょっと今のところ承知しておりませんが、そのような内容だと思っております。

5番 以前、地域整備課長のほうからちょっと説明を私も受けているんですけれども、つけかえた理由、地域整備課長、わかりましたらお願いします。

町長 それでは、もし事務方といいますか地域整備課のほうでおわかりになればちょっとお教えいただきたいと思っております。

地域整備課長 ただいま3,000万円のつけかえた理由でございますが、先ほど来、町長も申し上げているとおり実施設計中ではございます。そんな中で、事業間の流用ということでその増減があったと認識しておりました。

5番 以前の説明では、何か設計が変わったからとかどうかという説明を受けたと思うんですけれども、その設計がどう変わったのか全然わからなかったものですから、もしわかれば結構です。

町長 この件については地域整備課長のほうから答弁させていただきたいと思っております。

地域整備課長 先ほど来申し上げておりますが、ただいま実施設計中ではございます。以前に私のほうからそのような回答があったということだったんですが、ちょっと私のほうでもどの議

会でお示ししたのか、議会だったのか別の委員会等での説明だったのかは認識していませんが、先ほど来申し上げますように、現在、実施設計中でありますのでそのような形になっておりますので、ご理解いただければと思います。

5番 ただいま実施設計中であると、委託中であるということでございますけれども、この実施設計は8月中に多分発注したのかなと思いますけれども、いつごろ、この実施設計はできるのかお伺いします。

町長 2月いっぱいだと記憶をしております。

5番 それでは、この実施設計が2月いっぱいできるということであれば、できた段階でお示しをしていただけるということでよろしいですか。

町長 実施設計ができましたら、議会のほうにもその内容等を詳細に示すことができるかと思えます。

5番 それでは、できた段階でお示していただきたいと思えます。

先ほどの答弁で、電源設備の重要性を再認識しているという答弁ございました。以前の説明ですと、1階に非常用電源室という計画しているということになっていると思えますけれども、非常用の電源設備というのはこれ1階で大丈夫なんでしょうか。

町長 現在、建設を予定しているところにつきましては、役場より高いところになりますので1階部分に自家発電設備を計画しているようでございます。

5番 先ほど、2番議員のほうから石巻の防災センターのほうを視察したというお話ありましたが、石巻市の防災センターというのは、3階の屋上のほうに電源設備というものを設置しているということでございます。確かに石巻市はあのような津波災害にあったということで3階にしたんだろうなと思えますけれども、その辺のところも果たして1階で大丈夫なのか、あるいは、舟形町は津波被害はないと思えますけれども、例えば、土砂災害とかがあった場合には大丈夫なのか、その辺のところもしっかりと検討していただきたいと思えます。

それから、設置場所ですけれども、設置場所が先ほど町長の答弁にもありましたけれども、舟形町舟形字船149の2、保健センター南側空き地となっております。この場所というのは活断層が走っていると言われておりますけれども、この点についてはどのような考えをお持ちなのか、お伺いします。

町長 活断層の発表が平成28年の新聞等に大々的に出されて、新庄警察署とかそういったところにあるということで、その当時の斎藤議員の答弁もしくは加藤議員の答弁に関しましても、活断層等の状況を見ながらということを申し上げているくだりがございました。その中で、やはり活断層の発表になったものについて実線と破線という表示がございまして、実線は、もう確実にここが動いているということが明らかに調査でわかっているもの、破線につ

きましては、空中写真等によりまして恐らくここではないかというものが想定されるものとして示されているということでありました。ただ、破線の誤差については数百メートルの誤差があるということでありまして、今のところ、町のほうとしましては28年のときの新聞には中央公民館が活断層の上にあるという表現もございましたが、その後、29年に耐震化の工事をしております。町の庁舎についても、26年に耐震化工事をしている状況にございまして、やはりそういった中でありまして、今のところの用地につきましては、やはり役場と隣接しているという強みがあるのかなと思います。実質、破線上のラインというものについては注意しなければいけないんでしょうけれども、数百メートルの誤差があるということとていきますと、その危険性も承知しながらも、やはり役場庁舎と隣接するという利便性のほうをとらざるを得ないのかなと。町で平成6年度に用地を買収している経緯もございまして、やはりその用地に防災拠点をつくる上ではその場所を選定せざるを得ないと考えているところがございます。

5番 そうすると、町では確たる自信があつてその場所に設置をするというわけではないということなんだろうと思います。この補助金というのは、社会資本整備総合交付金、これ防災まちづくり推進のメニューになっているわけですが、これ国の補助倒立が2分の1になっているわけです。そうしますと、そういう活断層が走っているということを国あるいは県ではどういう考えを持っておられるのか、もしわかればお答えください。

町長 防災拠点施設、福祉避難所等の補助金の申請に当たって国のほうから示された留意点というのは、やはり防災上非常に重要な拠点となるものですから、災害時にきちっと使えることが条件だということでは言われました。その中で重要視していたのが、浸水区域ということと言われておりまして、町としましては千年に一度の浸水区域の見直しというものが県のほうでなされているということで、この申請に当たりまして、県のほうにまず舟形町全体の浸水区域を出すという作業を急いでくださいということで再三要請しました。しかしながら、全体の浸水区域を出すというのには作業的になかなか難しいということで、じゃあ福祉避難所と防災拠点のところだけでもお願いをしたいということで申し上げまして、両方とも浸水区域に入っていないということがわかりまして、国のほうにその点について申し上げて許可を得たということでもありますので、国としましては、一応浸水区域が一番のキーポイントだということで、活断層のことについてはさほどヒアリングの対象にはなりません。

5番 建築的にはやっぱり耐震2種という計画になっております。この計画というのは、まずは地震に強い構造物にはなるということだろうと思います。これから、また国・県のさまざまな考えがあつたら、また私たちにも示していただきたいと思います。

それで、防災センターの平時の活用はどういうふうにお考えなのかお伺いします。

町長 防災拠点でありますので、基本的に災害のときに多く使うということではありますが、役場

庁舎に必要な会議室等が足りないという事実もありますので、主に会議室、それから災害用備品の備蓄庫、それから当然、ピロティーが浸水したという経験もございますので、車庫という使い方ということを今のところ検討をしているところでございます。

5番 そうすると、言ってみれば備蓄庫とか車庫とかそのための建物だと。ほかに活用はするつもりがないと、そういうことでよろしいんですか。

町長 先ほど申し上げましたとおり、会議室として使える部分があるのかなと思っているところです。特に申告をする際なんかは3階の大会議室ということで、お年寄りが3階まで上がってくるのは大変気の毒だなと思っているところもございますので、そういった面で、防災庁舎、防災拠点施設のほうでそういったものができる、1階もしくは2階のほうでのそういった作業ができるようになるかと思っておりますので、そういった活用をさせていただきたいなと思っております。

5番 先ほども申し上げましたが、石巻市の防災センターでは、平時は防災関連の情報の発信あるいは啓発活動のために市民に活用されていると。そしてまた、定期的な防災訓練なんかも行なっていると。それから、インターネットで子ども防災サミットなども開催しているという活用をやっているようでございます。舟形町は、する、しないは別問題として、石巻市ではこのような活用をしているようです。防災センターは、災害時には迅速に対応がとれるよう常設であることが重要であると、そしてまた平時の活動が重要だと、こういう考えを持ってやっているようですけれども、これはやはり自治体の大きい、小さいに関係なくやはりこのような活動は必要ではないのかなと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

町長 議員ご指摘のとおりだと思います。やはり箱物をつくったからといって全てがということではないと思っておりますので、それを最大限活用できるようにと思っております。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、防災無線とか、あと県の防災システム関係のものを集約するということでありまして、情報を受けること、そして防災無線はデジタル化になりますので、そういったものについて発信をするということが可能になると思っておりますので、そういった活用、さらには先ほどお聞きしました災害ボランティアといいますか災害の子供たちとかの訓練等々の話を受けましたので、そういったことの活用についても今後検討させていただきたいと思っております。

5番 先ほども出ましたけれども、非常に多額の費用を投じての事業になるわけです。やはり持っている機能というものを十分に発揮して、使い勝手のよい施設にしなければいけないと思っております。

防災センターの質問はしたわけですが、これから舟形町で災害が起こらないことを願いまして、私の質問を終わります。

議長 以上をもって石山和春議員の一般質問を終結いたします。

引き続き、一般質問をお受けします。

9番 私からは、さきの通告に従いまして2点についてご質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、さきの10月の大型台風により被災されました皆様方、そしてまたお亡くなりになられた方々に対しまして、衷心よりお見舞いとお悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

まず初めに、地区防災計画の推進をと題してご質問いたします。

近年の世界的規模での気象関連の災害は、地球温暖化との関連が疑われており、過去40年で2倍以上に増加したとの国際機関の報道がありました。日本でも大型台風による豪雨や暴風などの被害が多発し、全国各地で復旧作業に追われている状況を見るに、昨年、本町を襲った大災害の記憶が蘇ってまいります。幸いにして本年10月の大型台風による本町の被害は昨年のような大災害は免れることができ、安堵いたしましたところでした。

しかし、年々激甚化する災害の一方で、従来、地域防災力向上のために活躍していた消防団、自主防災組織等は、少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い活動が縮小している問題も発生しております。今後、発生が危惧される災害に備え、自助、共助の役割の重要性が高まっており、地域コミュニティにおける防災活動を強化する地区防災計画の推進が必要であると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、森林経営管理制度の活用策はと題してご質問いたします。

全国的に森林は、戦後や高度成長期に植栽された杉やヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えようとしております。利用可能な森林がふえ、木材自給率も上昇するなど、国内の森林資源は、切って、使って、植えるという循環的利用の新たな時代に入ったといえます。

一方、大半の森林所有は、小規模、分散に加え、所有者の高齢化などにより関心が薄れ適切な管理が行われず、伐採後も植林されないという事態が発生しており、不適切な管理は災害防止や地球温暖化防止などにも支障が生じることとなります。その打開策として、管理を林業経営者に集積、集約するとともに、それができない森林は市町村が管理することで、林業の成長産業化と森林の適切な経営管理の両立を図ることを目的に、森林経営管理制度がスタートいたしました。市町村での経営管理について、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、9番斎藤好彦議員の「地区防災計画の推進を」についての質問にお答えいたします。

平成25年の災害対策基本法の改正により、自助及び共助に関する規定が追加されましたが、その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から地区防災計画制度が創設され、平成26年4月よりスタートしております。ちなみに、現時点において県内市

町村で地区防災計画を策定している地区はないようであります。

地区防災計画の基本的な考え方を見ますと、地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、地区居住者等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画であること、そして内容等は各地区の自然特性や社会特性、想定される災害等に応じて自由に決めることができるとされています。さらに、単に計画を作成するだけでなく計画に基づく防災活動を実践し、その活動が形骸化しないように評価や見直しを行い、継続することが重要とされております。

近年、全国各地で発生している大規模災害においては、市町村の行政機能が麻痺してしまい、地域住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が重要な役割を果たしていると聞いております。そういった意味で、地域コミュニティにおける共助による防災活動を実践する地区防災計画は大変有用なものと考えております。

本町においては、今年度、国交省新庄河川事務所の指定を受け、堀内、瀬脇、実栗屋の各町内会でまちまるごとハザードマップの作成に取り組んでおります。この事業は、国・県の示す洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域のマップに、各町内会でこれまで被災した箇所等をグループワークで確認して避難経路を決定し、その経路の現地を歩き、標識を設置していく事業になりますが、これを地区防災計画に位置づけることも可能ではないかと考えております。

いずれにしましても、地区防災計画は、地区居住者による自発的活動に関する計画でありますので、町としては、今後、町内会長会議を通して他地区で作成済みの地区防災計画の情報を提供するなど、作成を働きかけてまいりたいと考えております。

また、地区防災計画策定までにはいかないにしろ、各町内会、自主防災組織で各時期での防災活動、いつ、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきかを決めておくことが重要と思います。そのためにも、防災士、自主防災リーダーの育成と消防団員を確保し、今後の自主防災組織の活動及び町内会活動が活発となるよう支援してまいりたいと思います。

次に、「森林経営管理制度の活用策は」についての質問にお答えします。

町内における森林所有者の経営面積は、1ヘクタール未満の林家が全体の約64%を占めるなど、零細な経営が多くなっております。また、森林1筆当たりの平均面積は約20アールと小さく、その上、点在し分散していることから、林業経営を行うには非常に効率が悪い状況であります。そのため、適切な管理が行われていない森林が散見されます。

そのような状況の中、県が平成26年度に樹立した最上村山地域森林計画によると、本町民有林の人工林面積1,551ヘクタールのうち、伐採適期を迎えている11齢級以上の森林は878ヘクタールと全体の57%を占めており、今後、伐採の適期を迎える森林がますます増加していくこととなります。

さて、ご質問のあった森林経営管理制度であります。経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐ仕組みを構築するものであります。

具体的な進め方については、初めに私有林人工林を対象に今後の経営について意向調査を実施します。それにより、制度の対象となる森林を把握して集積計画を策定し、森林所有者から町に経営管理権を設定します。一方で、県が募集し認定した意欲と能力のある林業経営者に対し、町が対象森林とのマッチングを図っていきます。その後は、林業経営者により管理が行われ、伐採後には売却益の一部が配分されることとなります。一方で、林業経営に適さない森林は市町村みずから管理をしていくとされております。

この一連の手續については、林業に関する専門的な知識が必要であることから、業務を行っていくためには専門的知識を有する者を雇用するか、外部委託をすることが必要と考えております。

また、同制度の推進に当たっては、国は森林環境譲与税を主たる財源とすることを想定しております。しかしながら、同税の交付額の算定には私有林人工林面積、林業就業者数、人口が用いられており、東京23区などの人口の多い自治体や私有林人工林面積が多い地帯に多く交付される仕組みとなっております。

本町の場合、国有林野の面積が多いため、郡内他市町村と比較しても交付額は少なく、今年度の173万1,000円から始まり、数年ごとに順次増額され、最高額となる令和15年からでも500万円程度と非常に少額であり、制度を円滑に推進するためには財源が不足することが想定される状況であります。

このように市町村による森林の経営管理は、人的な面及び財政的な面から非常に困難を伴うのではないかと考えているところであります。こうした危惧はありますが、まずは今年度から具体的に意向調査の準備に着手するとともに、職員については、必要な知識等を習得するため研修等を通じて研鑽を重ねながら、実施体制の検討を進めてまいります。

また、森林環境譲与税については、基金積み立てを行いながら、近い将来に行う集積計画の策定やマッチング作業、町が行う森林管理のための体制整備や実施する事業費に充てていきたいと考えております。あわせて譲与税が森林の有する市町村に多く配分されるよう、算定方法の見直しについて国に要望を行ってまいります。

9番 それでは、二、三再質問をさせていただきます。

まず初めに、防災の件でございますが、現在想定されております南海トラフ大型地震がございまして、このような広域的な大規模災害が発生した場合には、公助の限界についての懸念も指摘されているようでございます。実際、阪神・淡路大震災では、家族も含みます自助や近隣住民の方により共助により救出された方々というのは77.1%、公助である自衛隊等に

よる救助は22.9%に過ぎなかったという調査結果もございます。東日本大震災でも、同じようなデータが残っております。

このようなデータからも、先ほどから申し上げております自助、共助の重要性の認識が高まっております。答弁にもございましたが、平成25年に災害対策基本法の改正によりまして地区防災計画制度が創設されております。答弁書でございます県内ではまだ全然策定をしている地区はないということでございますが、有用性は感じていらっしゃるようでございます。

改めてお伺いします。現時点での必要性はないと町長はお考えでしょうか。

町長 必要性はあると感じております。

9番 そうであれば、創設されたこの制度の仕組みにのっって早急に対応すべきであると思えます。

ただ、この制度につきましては、先ほどから申し上げております自助、共助によりまして自発的な防災活動推進ということでございます。地区に居住する者もみずからの計画策定によりまして市町村の地域防災計画に反映される、規定されることができます。この規定されることが自主防災、地域防災と大きく違う点でありますので、この点を重視されましてどんどん進めていただければと思っております。

答弁の中にもございました今後の取り組みでございますが、町内会長会議等にお諮りを申し上げまして、情報の共有化といいますか基本的な考え方を示していきたいということでございますが、町内会長会議に示した後、どのような形で進めていくお考えなのか、お伺いします。

町長 答弁中でもありましたけれども、実栗屋、堀内、瀬脇については、国主導でハザードマップ避難などの計画等について実施している状況であります。こういったものが地域防災計画に匹敵するということでありますので、そういった形のものでも私はいいと思っておりますし、また舟形第三のホシカワ会長のほうからは、浸水区域ハザードマップを早急にいただければ、我々第3町内会において自主防災組織の中で避難の計画等もつくっていききたいという話をいただいております。そういったところにつきましては、我々もそういった必要な、例えば、アドバイスなりそういったことができるような、例えば、防災士等々の方をその地域に出しまして、そういった地域防災計画がしっかりとでき上がるようにしていきたいと思っております。

ただ、やはりボトムアップということで自主的でなければならないということがありまして、災害に、第3町内会は、寺下を持っておりまして非常に常日ごろよりその対策を考えている地域でもありますし、逆に言うと、浸水区域から遠く離れておりまして、さらに今までもそういった災害が起こっていないようなところについては、なかなかそういった自主防の組織であったりそういったこともできない状況であります。そこの辺の温度差はかなりあるものと思っておりますが、まずはやっぱり自分たちで危険性を、どんな危険があるのかというこ

とを認識してもらうということについても傾注しながら、ぜひ自分たちの危険を身近に感じとってもらって、そのための地域防災計画というものをつくっていけるように、町のほうでも指導をしていきたいと考えております。

9番 町長の答弁にございました、答弁書にもございますが、これは堀内、瀬脇、実栗屋での取り組みでございますが、こういうものがきっかけになって地区防災組織計画、地区防災計画が生まれてくるものだと思います。やっぱり地区の自助を一番知り尽くした地区住民の方々だからできたからこそできるものであり、大変重要なものではないかなと思っておりますので、このあたりを基本にしましてどんどんと推し進めるべきではないかなと思っております。

しかしながら、地区住民だけではできないものもございます。機材と資金面とさまざまございますが、そのあたり機材等の支援、資金面での支援あたりについては、町長、どのようにお考えでしょうか。

町長 まずはやっぱり自分たちの身を守るための避難でありまして、そこをしっかりとした上で、その中で必要な面がありましたら、避難路に対する、例えば、安全対策であったり、先ほどから話題になっております一時避難所等に対する防災品の備蓄というものについては、町でもそれは支援をしていくということになると思いますので、まずは自分たちの身を守るための計画をしっかりとしていきますながら、どういうものが必要かということについて、町のほうでも支援をしていくということになろうかと思っております。

一方で、やっぱり広域的な避難施設については、これは町の責任でしっかりとした備品なりというものが必要でありますし、第一避難所のところに対する備品等の支援についても、広域避難所が中継点となって、そこから各地区の公民館等の第一避難所に対してそれが行われるものだと考えておりますので、あわせて、そういった防災上、総合的に町民の安全・安心を守る意味で絶対的な支援をしていきたいと思っております。

9番 やはり、この地区防災計画については、自助、共助が主といたしますか、それが指標になってございますが、公助とのかかわりがかなり必要かと思っております。自助、共助、公助のバランスが大切かなと思っておりますので、今、答弁いただきましたような内容で資金面、機材面といたしますか、そのあたりのご支援もなければやっていけないんじゃないかなと思っておりますので、そのあたりも一緒に取り組んでいただければなと思っておりますのでございます。

今、町長からございました命を守る云々がございましたが、地区防災計画は義務ではございません。しかしながら、地区住民の命が助かるものといいますか、地域の暮らし方の創造をしていくものでございますので、地域づくりにつながっていくものではないかなと思っておりますのでございます。このあたりが一番地区防災計画の肝心なところであるかなと思っておりますが、地域づくりと地区防災計画とのかかわりについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

町長 今、斎藤議員がおっしゃるとおりだと思います。やはり、自分たちのところを真剣に考えるというのは、防災上も必要でありますし、地域のコミュニティー、そして町内会としての自治組織としての活動ということにも活発化になると思っておりますので、その点については相互それぞればらばらということではなくて、一体的にやっぱり考えられるものだと思っております。

9番 地域づくりの観点からいえば、自主防災組織そのものが地域づくりかと思えますけれども、自主防災組織、町の地域防災計画とは、私が申し上げている地区防災計画は全然別のものだと私は思っておりますので、そのあたりを念頭に置きまして、地区防災計画の推進、浸透と申しますか、そのあたりを推し進めていただきたいなと思っております。

ちょっと先に急ぎますが、質問を変えますが、先ほど石山議員の質問にも出てきましたが、国土強靱化基本法に基づきます地域計画を策定中でございますが、どのあたりの段階まで来ているのか、そのあたりをお伺いします。

町長 このことについては、県内の市町村の中でも舟形町と酒田市、舟形町が一番リードしているのかなと思えますけれども、現在、全ての危険、事前的に防災を備えるためのいろいろな事業を、今、関係各課から提出していただいている状況です。それらを列記しながら今後の国土強靱化計画にまとめていくという作業で、今年度3月をめどにつくって、県のほうに提出するということになるかと思います。

9番 さまざまな資料をちょっと見ているんですが、強靱化地域計画を立てるにおいて、先ほど答弁でございましたが、来年度の予算を確保するためという、ちらっと町長の答弁がございましたが、そのほかにこの計画を立てれば何かメリットと申しますか、でなければ何で県内で酒田と舟形しかまだやっていないのか、何がネックになっているのか、そのあたりをお伺いします。

町長 国土強靱化計画等については、いろいろ政治的な色彩も強いという部分も若干あるんです。と申しますのは、多く進んでいるのが、和歌山県あたりが各市町村全てつくっているのかなというような状況になっているかと思います。それは自民党の二階幹事長のところでありまして、そういったところについては情報が早く行っておりまして、こういう計画を立てるといろいろな取り組みができるということがあります。さらには、それに伴いまして防災・減災緊急対策事業という7兆円の補正予算がございました。こういったものをうまく使えるのが地域強靱計画を立てているところだということになります。

我々のほうについては、県のほうを通しながら平成29年にそういう計画をつくったほうがいいですよというような指針は示されたんですが、本格的につくりましょうということで説明会を開催したのが、今年度10月ぐらいに県のほうで改めて山形県と宮城県がさっぱりつくられていないということに鑑みまして、急遽そういったことで集められてということでありま

す。我々のほうは、副町長を初めとしまして事前にその情報を得ることができましたので取り組みをいち早く、つくり方についても情報を収集することができたために取り組みが早かったということでもあります。現在、管内でいきますと大蔵村さんが我々のつくり方の指導を受けながら後発で続いているというような状況でございます。

9番 舟形は進んでいるという話でございますが、逆にお伺いしますが、管内で舟形と大蔵だけだと、酒田もやっているんですけども、これをやらないと、地域計画をつくらないと、先ほど言った来年からの予算が来ないとかそういうのはっきりしているんですか。

町長 これは明確に文書で来ているものではございませんが、現在、11月、各省庁等に概算要求を、省庁の予算編成に伴いまして要望活動を実施しております。その折に国土交通省に行った際に、国土強靱化計画に載っているものを令和2年度は重点的に予算配分をしますと、令和3年度につきましてはここに載っていることが必須ですよというようなお話をいただきました。これで慌てて我々も、やっぱりそれではまずいということで今年度中の計画策定を目指して今頑張っているところでございます。

9番 そういうことであれば、副町長中心に地域計画を早期に作成して来年度の災害復旧対策費ですか、そのあたりの確保に向けていただければと思います。

時間もないので次に移りますが、災害の概念でございますが、先ほどもございました災害はいつ発生するかわかりません。昨年の大災害の経験を糧に町民一丸となって一体となった計画といたしますか、先ほどから申し上げております地区防災計画の早期必要性を申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

次でございますが、森林管理法のことでございますが、本町は、金山、最上、真室川などに比べれば森林産業はさほど盛んではないようでございますが、先ほど来あります舟形町総面積の71%が森林でございます。先ほど、私も壇上のほうから申し上げましたが、災害防止、地球温暖化防止の観点からも放ってはおけない実情というものがございます。

県におきまして、森林ノミクス、また先般の最上地域の森の感謝祭などさまざまな面で力を入れてございますが、本町として今後の森林産業について町長はどのようにお考えでしょうか。

町長 まずは先ほどの質問で、地域強靱化計画は災害だけでなく、例えば、学校の設備であったりその他全ての面のことについて必要になると、全てのことを網羅したものの計画になるということになります。

それで、森林のということでの林業の産業ということでございますけれども、現在、やはり林業をなりわいとする方々については、舟形町の中では残念ながら少ないということ、さらに林家としての林業経営をしている方も少ないというのが現状であります。ただ、緑環境税であったり、それからこれから始まる森林環境譲与税、そしてまた先ほどから議員さんご指

摘の方へ森林経営管理制度ということの中で取り組まなければいけないことについては、やはり地球温暖化等々のことから鑑み、さらに現在、今、バイオマス等の木材需要というものが必要になってきているということも鑑みまして、やっぱりこれからは進めていかなければいけないだろうと思いますが、森林経営管理制度につきましてもいろいろな問題があるように思いますので、ここら辺を注視しながら進めていきたいと考えているところでございます。

9番 そういった中で、最上地域でもさまざま取り組んでございますが、最近10月8日に開催しております最上地域市町村の森林経営管理制度の取り組みについてということで、最上地域協議会を開催してございますが、これには自治体も参加していると思いますが、どのような取り組みといたしますか今後の手法といたしますか、そのあたりは話し合われたのかお伺いします。

町長 大変申しわけございません。私は出席しておりませんし、ちょっとまだ報告も受けていなかったために内容等についてはちょっと承知しておりません。

9番 内容的には、先ほどから申し上げております森林経営管理制度の内容といたしますか、その周知といたしますか、市町村、あと関係機関との情報の共有化といたしますか、そのあたりを話し合われたということをお伺いしておりますので、今後、そういった内容等も周知されまして森林経営管理制度に取り組んでいただければなと思うところでございます。

質問を変えます。

舟形町の総世帯数20%に相当します、先ほどから聞いています林家数340戸ございます。340戸の林家数の現状で、先ほど答弁にございました、これからの新しい制度のやり方でございますが、林業の経営管理者をつなぐ仲介役といたしますか、それを町がやるんだよということでございますが、具体的にいうと今やっているのは農地中間管理機構といたしますか、あのような形を想定すればよろしいのでしょうか。それとも全く違う考え方なのでしょうか。そのあたりをお伺いします。

町長 農地中間管理機構とは大きく違うのではないかなと思います。ある程度マッチングする意味では、そののところまでは同じなんですけど、片一方で、森林管理経営制度の中では、林業、林地に適さないところについては市町村が管理をしろというようなことであります。農地中間管理機構の中では、マッチングして合わないところはもうご破算で市町村の管理という部分がございますので、そこは若干違うのかなと思っております。

9番 それでは、市町村の管理の面ですが、答弁の中にございますが、経営管理権を所有者から町に設定するという話ではございますが、経営管理権という権利と所有権という権利の関係についてお伺いします。

町長 この法律自体も12だか14の附帯決議があつて採択された法律であります。一部では憲法違

反だというようなコメントもございました。要は、所有権と町で持つ管理権というものがどういう取り扱いになるんだということがまだ詳しくは示されていない状況であります。うまくいっている、例えば、林地に適してうまくマッチングできるようなところはそれでいいのかもしれませんが、大半のアンケート調査の結果でいくと、小規模な林家については主伐、皆伐を望んでいないという中があります。

そういった中で、今度は町のほうがそれを一方的に切るということにしてしまったときに、所有権とのかかわり方については非常にちょっと微妙な問題もあるのかなと思っております。何せ新しくできた法律でありますし、町のほうでも県のほうに問い合わせをしているところではありますが、県としても、やはり県内全体の取り組みとして足並みをそろえてやっていこうという、今、そういう状況であるようでありますので、なかなかその所有権と経営管理権の問題については、今、ここで明快な答えが出るということにはならないようであります。

9番 わかりました。

それで、ちょっと話を変えますが、答弁書にございます町の民有林の人口林1,550ヘクタール、これについて今後こういう意向調査をして進めていくという答弁でございますが、民有林の天然林でございます。これ町では1,821ヘクタールございます。この天然林については、全然構わないといえますか、どのような考えでこの制度があるのか、ちょっと私調べてなかったもので、そこをお伺いします。

町長 ここも大変難しいところでありまして、現在、まだそのことについて示されていないんですが、広葉樹等のいわゆる昔で言った薪炭共用林とかというものについても含めてだと思っておりますが、ある程度5年とか10年で皆伐して、また広葉樹が出たら皆伐する、その程度の管理ぐらいにしかならないのではないかと。そこに新たに、例えば、杉、ヒノキ等の植林をするということが、果たして町のほうの森林環境譲与税を財源としましてそのことができるかどうかというのは、恐らく難しいのではないかと。そういったことですのでけれども、先ほど言ったとおり所有権もございまして、それを一概的に全て皆伐するというのも、これもかなりなかなか承諾を得るといった作業も出てくると思いますのでなかなか難しいかなとは思っているところです。

9番 さまざまな課題、問題があつて、この制度が本格的にスタートするのはまだ先かなと思うところでございますが、ちょっと質問を変えたいと思います。

先ほど町長の話の再生可能エネルギー、木質バイオマスの話がございましたが、平成29年3月の定例会で私は一般質問をいたしました。温泉の施設に木質バイオマスを利用したらどうかという提案を申し上げましたが、検討しますということでございましたが、その後の検討の経過について手短にお願ひします。

町長 なかなか投資設備をするのと採算ベースのようには難しいというのと、それから、現在、

バイオマス関係で木材チップ等がかなりの需要がございます。そういったものを我々のほうで確保するというのも非常に難しいと。酒田にある住友のバイオマスなんかは、海外からココナツの実とかそういったものまで輸入しながらバイオマス発電をつなげているという現状があるようでございますので、今のところ、早急に若あゆ温泉のほうに木質バイオマス、木質を使ったそういったボイラーというのはなかなか難しいのかなと思っております。

9番 同じ質問でございます。昨年度まで振興公社社長でございました副町長、その木質バイオマスについて検討されましたか。一言でお願いします。

副町長 昨年度、私が社長に引き継いだ段階では、今、町長が申し上げたようなこととお話を承っていたところでございます。なかなか採算的には厳しいということで導入していないという状況でございます。

9番 わかりました。

先ほど申し上げましたが、本町にとりましてこの制度はまだまだ先かなとは思いますが、10月の大型台風によりまして千葉県が長期間停電しました。この停電の原因というのが森林の適切な管理をやっていなかった、いわゆる間伐をしていなかったということが最大の原因だそうでございます。こういった面からも、森林の適切な管理というのが防災の面からも大変重要であると思っておりますので、この制度を早急に活用できるようなことを、お願いいたしますか、申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、斎藤好彦君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

あすは午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時11分 散会

令和元年12月 4 日（水曜日）

第 4 回舟形町議会定例会会議録

（第 2 日目）

令和元年舟形町議会第4回定例会第2日目

令和元年12月4日(水)

出席議員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊藤秀樹
副町長	庄司雅人	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八畝照光
会計管理者	須貝孝子	農業委員会会長	加藤嘉久
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤幸一	総務課財政係長	八畝幸仁
まちづくり課長	小野芳喜	教育長	齊藤涉
健康福祉課長	沼澤伸一	教育課長	鍛冶紀邦
住民税務課長	伊藤茂樹	監査事務局長	相馬昇
地域整備課長	伊藤武美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相馬昇	主事	伊藤優
--------	-----	----	-----

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問をお受けします。順次発言を許可します。

1番 それでは、12月定例会一般質問通告書どおり一般質問いたします。

質問の主題といたしまして、1つ、除雪対応策について、2つ目、スポーツ振興と管理施設についてという題材で質問したいと思います。

それでは、早速、除雪対応策についてです。

舟形町の除雪計画では、除雪車での作業区間を6事業者が各路線を安心して安全な道路交通を確保していただき、町民は大変助かっていることと思います。

また、舟形町の雪寒対策については、流雪溝、無散水消雪、消雪パイプが整備され、冬期間の除排雪についても町民が安心して生活していける対策を講じていただいていると思います。

さて、そのような除排雪についての質問であります。

1つ、降雪につきましては、気候変動により時期や降雪量は毎年違うのですが、昨年の除排雪では大変高額な除雪費用を捻出しているようではありますが、その要因と今後の対策について伺います。

2つ目、舟形町の各地区での除雪対応につきましては、地区ごとの環境や情勢により対応が異なり、また事業者の重機の種類により除雪方法も違うと思うのですが、除排雪について地域の方々から悩み等の相談や問い合わせがあるのか伺います。

3つ目、道路拡張箇所（舟形大蔵線）の路線形状の変更による消雪パイプの今後の計画について、県と協議はしているのか伺います。

4つ目、流雪溝の完備されている箇所の除雪対応や、側溝はあるが無水側溝箇所の除雪について、今後の対策は検討しているのか伺います。

続きまして、スポーツ振興と管理施設について質問します。

近年では、働き方改革等による管理施設の時間変更や少年期の運動時間の制限がなされ、有効時間内で一連の運動動作が困難ではないかと思えます。現在、舟形町の室内運動施設として舟形小体育館、舟形中体育館、B&G体育館、農林漁業体験実習館の体育館、舟形町生涯学習センター体育館、旧長沢小体育館、旧富長小体育館、堀内改善センター体育館があります。

冬期間につきましては、野外スポーツも室内練習に切りかわり、利用者が調整会議を行い、振り分けて取り組んでいるようです。その中でも、学生と社会人の使用可能な施設も異なりますが、社会人が使用可能な施設の終了時間を一律にした要因及び冬期間の運動施設の柔軟な対応について、どのように考えているのか伺います。

最上市町村には、雪国でありながら降雪地に対応するような多目的なスポーツ施設がない現状であります。舟形町の位置も考えて、北村山地域や最上郡部の市町村で協議も踏まえながら、舟形町を拠点にした公式試合も可能な室内型の多目的運動施設はできないものでしょうか。

主な利用内容としては、冬期間も含め、野球練習、サッカー練習、フットサル、陸上競技練習、テニス、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ウォーキング、ランニング、トレーナーつきスポーツジム、トランポリン、ボルダリング、スラックライン、eスポーツ、そのような体験型運動広場などで、シャワーやサウナ完備。

これらで何らかの公式試合が可能になれば、練習等も含めて町内外のスポーツ関連の合宿等で利活用され、コテージや農林漁業体験実習館の宿泊増加や観光にも結びつくのではないのでしょうか。居住施設も重要だとは思いますが、生活スタイルにも特化した収容施設も必要ではないか、質問いたします。

以上で質問を終わります。

町長 それでは、1番叶内昌樹議員の「除雪対応策について」のご質問にお答えします。

今年度も本格的な降雪期を迎えますが、町除雪計画に基づき、町民の冬期交通を確保し、町民が安全・安心に生活できるよう除雪対策には万全を期してまいる所存であります。

さて、除排雪等について4件のご質問をいただいておりますが、順次ご回答いたします。

初めに、1番の昨年の除排雪経費が高額になった要因と今後の対策についてであります。昨年は、例年に比べ降雪量は少ない結果となりました。しかしながら、12月から1月上旬に大雪となり、早朝及び日中の除雪回数がふえたこと、加えて春先の気温が低く融雪が進まず堆雪場所の排雪作業が増加したこと、生活道路除雪とドーザー工区（一ノ関若あゆ大平線）がふえたこと、さらに人件費や燃料費の高騰により契約単価が上昇したことが要因と分析しております。

今後の対応であります。今年度は排雪作業や春先の路線あけについて見直しを行っております。家屋連担地を除く集落間の堆雪場所や町道の春先の路線あけは、可能な限り融雪を待ち、機械による雪割作業等での対応とし、ダンプによる運搬排雪は行わないこととしたところであります。

次に、2番の除排雪について地域からの相談等の問い合わせがあるかのご質問ですが、町道のみならず、国道、県道、生活道、間口除雪まで、幅広く苦情や相談が地域整備課に寄せら

れます。所管する道路管理担当機関へ連絡をとり、連携し、対応を行っております。

3番の主要地方道舟形大蔵線（木友地内）の消雪パイプの今後の計画について、県と協議しているかというご質問ですが、県に確認したところ、県全体の方針として、基本的に消雪施設の新設はせず、現在の施設が老朽化により使用できない状態になった場合は、廃止して機械除雪に切りかえていくとの方針とのことであります。

なお、消雪の散水ノズルが道路のセンターに位置していないため、融雪できない箇所は、状況を確認しながら機械除雪で対応し、中央線や外側線が消え車両通行の安全に支障を来している箇所は塗装を行うとのことであります。

最後の流雪溝が完備された箇所の除雪対応と、側溝はあるが無水側溝箇所の除雪対策の今後の検討はのご質問であります。議員ご指摘の「無水側溝」であります。道路構造物の種別ではそのような表現はありませんので、この場合、「道路側溝」として回答させていただきます。

道路側溝は、道路面の雨水等を排水処理する道路施設であり、常時水が流れている状況にはありません。側溝に水が流れている状況は極めてわずかであり、ほとんどが農業用水でありますので、それを利用する場合は水利の権利関係等が出てくるものと思われ。流雪溝は町が整備しますが、その施設を円滑に運営するためには、利用する沿線住民が中心となり流雪溝管理組合等を組織し、みんなで管理運営を行っていくことが大変重要でありますので、地域内で十分検討していただきたいと考えております。また、流雪溝が完備された箇所と水が流れていない道路側溝については、機械除雪を行っております。

今年度も経費削減に努めつつ、除雪サービス低下につながらないように工夫しながら除雪作業を実施してまいります。

次に、「スポーツ振興と管理施設について」の質問に対してお答えいたします。

まず、体育館等公共施設の利用時間についてであります。ことし6月定例会での舟形町公共施設使用料条例等の一部を改正する条例の制定についてにおいて、B&G海洋センター体育館、生涯学習センター体育館、長沢交流センター体育館、農村環境改善センター体育館、富長交流センター体育館の使用終了時間をそれまでの午後10時から午後9時に改正をしております。

現在の町内公共施設の利用時間は、平成23年の東日本大震災を契機として、節電の必要性から運用面において午後9時までとした経緯があります。その後も、施設の使い勝手について特に問題が生じなかったため、施設利用者、利用団体のご理解とご協力をいただきながら、引き続き同様の運用を行ってきたところです。一部施設では、条例改正前には夜10時までの活動を行う事例がありましたが、施設管理上の費用対効果なども勘案して、夜9時までという時間設定で統一させていただいたところでもあります。

次に、冬期間も活動できる室内型の多目的運動施設の整備についてであります。冬期間のスポーツ活動については、屋外種目の利用者がふえる分、体育館等のニーズが増すことになります。そこで、昨年度冬期間の平日夜間における各施設の利用実態について確認したところ、冬季閉鎖となる猿羽根山体験実習館のトレーニングセンターを除くと、長沢交流センターは木曜日と金曜日の利用がなく、環境改善センターは平日の定期的な利用はありませんでした。それ以外の施設はおおむね埋まっている状況です。このことから、町内施設が飽和状態になっているというわけではなく、利用したい時間が各団体で重なってしまう状況が生まれているようであります。地理的な問題はあろうかと思いますが、各競技団体や利用者において、使用日や使用時間の変更など柔軟な対応していただくことで、施設の有効的な活用が進めばと考えております。

近隣市町村の拠点となり、地域活性化の起爆剤となり得る多目的型スポーツ施設については、夢があり、実現すればスポーツ愛好者から喜ばれるに違いありません。一方で、このような施設を建設、管理、運営、維持していくには、財政的にもかなりハードルが高いと想像されます。現時点ではやはり難しいのではないのでしょうか。

当面は、現施設のさらなる有効活動を目指して、利用しやすい環境整備や町民が日常的に運動できる場所としてのさまざまな活用について検討し、スポーツ振興にもつなげていきたいと考えております。

1番 ありがとうございます。

まず、1つ訂正お願いしたと思います。道路側溝で「無水側溝」とちょっと質問で言いましたけれども、「道路側溝」ということでこの辺は修正お願いいたします。

では、じゃあ再度質問させていただきます。

まず、1つ目の除雪経費の高騰になった理由というのは、毎年のもので、除雪対応とか住民の対応に努めていただきながら高額になったものと思っていますし、確かに除雪サービス低下につながるような対策はしていかなきゃいけないと思うんですけども、やはり雪解けとかそういうものにダンプ等の、今回の路線あけについてのやつが町報にも載ってありましたけれども、ただ、全体的に国道、県道、町道というまず3つの路線がある中で、やっぱりひとつ県道とかにいうと大体、沖の原地区とかもう毎年、車1台分しか通れないような状況になっていますけれども、その改善対策等はあるのでしょうか。

町長 沖の原の県道については毎年苦情が寄せられておりますが、県のほうに私どものほうで苦情等を申し上げるということになりますと、県のほうで除排雪作業をする、もしくは県のほう自体で除排雪作業の必要性が、道路パトロールである場合については率先してやるということでございますが、沖の原の新庄舟形線につきましては、基本的にあの部分は歩道を含めて路側帯に雪を一時的に積む構造のものなんだそうであります。したがって、そういう

ふうに積むということは想定していることなんでしょうけれども、それが過度になり過ぎて、なかなか1車線しか通れないという状況になるということは、県のほうでもそのことについてはよしとしないということですので、そういう状況になったときには、率先して町のほうからも申し上げたいと思っております。

1番 やはり舟形町の高規格道路の降り口ということで、町内の方はもちろん、町外の方も降りる場合があって、本町に来れば雪のないような融雪溝の完備もされており雪もない中で、高速降りた場所がもう1車線道路みたくなっているというのは、やはり舟形町の除雪体制というか県の体制なんでしょうけれども、知らない人が来れば、まず町という形で見ると思うので、その辺はやっぱりまず一つの顔として、町としても県のほうに訴えていただきたいと思えます。

それと、あとは人件費、燃料費高騰により価格が上昇したことは、それは何の事業でもそのような形になっているので、そこは理解いたしました。

除排雪や春先の道路で、まず苦情が多いような内容的なものは言えますでしょうか。全体としてですけれども。町道のやつ、結局、町道でも県道でも国道でも、国交省に電話をやるのか、県にやるのかと。町民は、県道も国道も町とかに寄越すんでしょうか。その辺ちょっとお伺いします。

町長 町民の方は管理区分とかわからない部分もございますので、町のほうに苦情を寄せられる方が多いので、管理区分、除雪の担当区分によりまして国のほうにその苦情を伝える部分、それから県道については県のほうに苦情を伝える分ということになっております。

1番 そのような場合は、スムーズに対応できているような形でしょうか。

町長 スムーズという言葉の意味がどういうふうに理解をしたらいいのかはわかりませんが、まず国の除雪担当、それから県のは県で除雪担当がおりますので、それについてしっかりと町のほうからは連絡をするということですので、その点についてはスムーズにしているものと理解します。

1番 やはり町道、県道、国道の除排雪については、降雪とか量によって時間帯やスピードが異なることだとは思いますが、除雪費用を削減ということもありますけれども、やはり町民の生活が一番だと思いますので、まずは町道とか県道とかの苦情の場合に、まず町に連絡が来たとして、それを県に伝えると。その県に伝えた状況によって改善されるのかなという形は思いますけれども、なかなか路線の時間帯とかいつ来るかわからなくて、例えば、道路に雪を捨てないでとまず町報とかに載っていて、確かにそれは道路交通法でやはり道路に排雪するのはまずいけないことなんですけれども、やはり雪の捨て場もない、機械等もないおうちの方が、まず雪の捨て場所がないということで、もう早朝とかにちょっと道路のほうに雪を出していると。それが、県道でも町道でもそうなんですけれども、毎日来る路線と、

あとは何日かして積み重なって道路状況に置かれた雪とかの排雪がならない状況とかありますけれども、そういう場合の苦情とかも町とかには来ますか。

町長 やはり除雪車の出動する基準というのがございます。したがいまして、町でいきますと10センチ以上の降雪があった場合に除雪車が出動するというようになっておりますので、国・県それぞれの基準の中で出動するということになると思います。

したがいまして、出場しないときに道路に雪を出されますと、当然、除雪車は来ないという形になりますけれども、そのときの苦情ということについては、その都度、あるかないかというのは私どものほうではちょっと詳しくは承知していないところでございます。

1番 主になるところは、やっぱり大きい県道等でありますけれども、路線区間というか除雪の区間が多分多いと思いますけれども、やはり長沢と一ノ関の間でよくあるんですけれども、早朝にまず雪を道路に出して、その日は来るんだろーと思いつながら多分出していると思うんですけれども、なかなかほかの路線が除雪対応になっていなくてそっちのほうに行っていると。そうすると、2日も3日も来ない場合もあります。そのような場合、町に電話来るのか、県に行くのかわかりませんが、やはりそういうことに対して、町としてはそういうことを言われた場合に、至急というかすぐ除雪してくださいという形の要請とかは町ではできるんでしょうか。

町長 そういう苦情があったものについては、町のほうではすぐに県のほうの除雪担当のほうに連絡をしている状況であります。

1番 そういう形で、ことしもこれから、きょうも雪も降りましたけれども、まず国道、県道、町道ともに、まず目を光らせながら除雪対応をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問にいきたいと思います。

融雪水の出ている場所で、舟形大蔵線のところの消雪の位置が違うということで、その場に応じて除雪をするという答弁でありましたけれども、それはほかの地域、堀内地区とかも47年ぐらい施工工事されて結構古い箇所があって、道路の形状等もありまして雪が溶けないというような状況ありますけれども、そういうところについてはもう県とかに要望とかしたりしているんでしょうか。

議長 質問者に申し上げますけれども、先ほどからの質問内容が同一であると思います。もう少し整理をして質問してはいかかかなと思います。

町長 そのような苦情があった場合についても、町のほうに連絡があれば、県の道路除雪の担当のほうに遅滞なく連絡をしております。

1番 じゃあ、そのような対応でよろしくをお願いします。

あともう一つ、今度は流雪溝管理組合という流雪溝のほうは町が整備しますと、本町通りが特にそうなんですけれども、そのまづ排雪方法がドーザーという形になっていきますけれど

も、やはり流雪溝あるから道路に雪を置いているのかわかりませんが、やはり変に言うとう道路の雪を民家のほうに寄せられているような感じがあって、そこを朝、家族で除排雪しているところがあれば、結構半日かけて高齢者の方が除排雪を行っていますけれども、まず今後というか、流雪溝があるのはすごくいいんですけれども、まず今後というか、やっぱり今、空き家等もふえてきて、あとは除雪の高齢化、ましてや近隣の除雪を近隣の人か重機等によるもので処理したりしていますけれども、まず家庭の雪に関してはしようがないなどは思いますけれども、道路の雪を置かれるというやっぱり高齢者とか空き家の人にとっては結構な過労働になるのではないかと思いますけれども、そのようなところはどのように考えておりますか。

町長 ロータリー車とドーザーとあるわけでございますけれども、除雪機械の中には。やはり道路の幅員が広いという中で考えますと、ドーザーにならなければならないという作業効率上の問題もございます。

また、舟形本町地区については住宅が連担しておりますので、そういった中でロータリー車で除雪を飛ばすということもこれはなかなか難しいところもございまして、現在、舟形1号線につきましてはドーザーによる除雪ということにさせていただいております。間口の除雪が大変ではないかということで、確かにロータリー車に比べますと、ドーザーについては同様に除雪した雪が置かれていくわけでございますけれども、やはり県道、国道についても同様にドーザー区間については置いていくということになります。

そういった中で、住民の苦労が大変ではないかということが確かにあるかとは思いますが、やはりご協力いただくことはいただかねば除雪というものができないという状況でもございますので、ぜひその点をご理解をいただきながら、町の除排雪作業に対してご協力をいただきたいなど。また、まして町民の方には、議員さんを初めとしまして、ぜひそのことを周知していただかないとだめなのかなと思っておりますので、その点についてもご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

1番 箇所によっては重要な労働も発するところもありますけれども、それについては町民の理解を得ながらしていかなければいけないのかなと思いますけれども、やっぱり高齢者とかになると雪問題でどうしようかなと、やっぱり元気なうちは全然雪をスポーツ感覚でやったりするような形あるんですけれども、やはり年数を重ねるにつれて体力的にも衰えると、そういうところも今後対応していくような形で考えていただければよろしいかと思ます。

さて、続きまして次の質問にまいります。

じゃあ、次はスポーツ関連の施設ですけれども、まずは6月定例会のときに、改正ということで一律に施設の利用法を9時にしたことはわかりますけれども、やはり10時まで活動していた方に関するものが苦情とかそういうのがないということでしたけれども、実際、そこで

スポーツしていた人たちは、やはり仕事の関係上、8時ごろしか活動ができず、9時、10時という形でスポーツをしていたと思うんですけれども、その方たちが、要するにここで利用できなくなったことにより他町村へスポーツをしに行っているような形になっていきますけれども、その点をご存知でしょうか。

町長 6月にこの条例を制定するに当たりまして、議会のほうにもお示しをしましたが、その際も含めまして利用者からの意見も聞いた上での条例制定だったと思いますし、6月の段階では、議会の中でもそのことについては特に問題なしということで条例が制定になったものと思っておりますので、そのことで他町村に行っているということはどうなのかなと。東日本大震災以来、ずっと午後9時にしておりましたので、今回の条例制定に基づいて他町村に行ったということについては、原因がそこにあるのではなくて、他市町村のクラブなり団体に所属しているがために、他市町村の施設を利用しているということの理解なのかなと思っているところでございます。

1番 そのような話をなされているならいいんですけれども、やはりスポーツをその中でしている人からちょっと言われたもので、この質問をいたしました。9時という形になっているということは、それは承認しているということでもわかりました。

続きまして、多目的運動施設についてですけれども、これは夢というかそういうものではなくて、やはりもっと前にあればよかったのかなとも思いますけれども、やはり今の運動制限というか、2時間制限というかかるようなスポーツの中で、やはりスポーツをする上では、柔軟体操からクールダウンまで含め、競技によっては違いますけれども、やっぱり過酷なスポーツではそういうものに対してはある程度の準備段階も必要なのかなと思っておりますけれども、多目的ニーズに応えるということは、やっぱり高齢者になれば百歳体操とか、あとは小中学生はクラブ活動、部活動等ありますけれども、高校卒業してからまず社会に出て、何らかの子供の関係もありましてなかなか運動する機会はないと思いますけれども、やはりそういう利用可能な体育館とかそういうところがあった中でも、なかなかやっぱり使用しづらいとかそういう面がありますので、やはり多目的にリーズナブルに使えるような施設があつてはどうかという提案でございました。やはり社会人になっても今、健康を、長寿になるためには青年時期から中年、高齢者までの全体的なスポーツをするような形が重要かなと思っておりますけれども、そのようなことで質問いたしました。

そのような中で、予算的とかハードルの的なものは大変だと思いますけれども、今、オリンピック競技も新種目もふえて、そういういろいろなスポーツを体験したり経験したりする場がこの郡内にはないような気がしますので、そのような形で最上市町村、村山地区、そういうところで話を進めていってはどうかと思いますけれども、その辺はどう思いますか。

町長 2時間の話については、多分、部活の話なのかなと思っているところでございます。その

2時間について県の教育委員会のほうから示されて、部活は平日2時間ということ、土日は1日休めということが示されておりますけれども、私も中学校の野球のコーチのまだ端っこのほうに名前があるという現状の中でいくと、野球なんかは着がえて、それから準備体操して、ランニングして、キャッチボールすると、もう片づけ方をしないと間に合わないというような現状もあって、十分な練習ができない、もしくは準備運動を省略してしまうとけがのおそれがあるということで、県の教育委員会のほうの話合いの場でもそのことについては申し上げたところでございまして、2時間という時間を設定するということは、ちょっといろいろと不都合なところもあるのではないかと申し上げます。

それから、多目的なスポーツ施設は大変ありがたい提言ではございます。ただ、やはり財政的なことを考えていきますと、雪国という問題もございまして、やはり一つのものをつくるとなると相当な予算が必要になってくるということでもあります。それを、例えば、北村山のほうと最上のほうとあわせてつくったらいかがかというご提案はいただいておりますが、それぞれ行政区域が分かれているということもございまして、北村山は北村山の行政区域もございまして、なかなかそういう形のほうに進むというのは難しいのではないかと思います。

今後、やはり企業とかそちらの方々に来ていただいて運営面までしっかりとサポートしていただけるようなものであれば、やはり維持管理費が高いということになるということもあると思いますので、しっかりと施設等についての価値観と、それからいろいろなコスト面も考えながら、こういったものについては取り組んでいかなければならないのではないかなと思っております。

1番 短いスパンで言っているわけではなくて、未来構想的なものでもちょっと一隅に置いていただければいいのかなと思っております。

やはり運動面の2時間制限という今の話になりますけれども、やはり運動クラブだけではなく、保護者の協力やコーチ等も含め、団体や1人の選手を育て上げていくということはすごく大変なことだと思っております。

先月の31日に山形新聞に載りました真室川出身のテニス選手ですけれども、今は東京でことし高校2年生で優勝したわけけれども、その子のやっぱり活動的な補助で、保護者やコーチやいろいろな人たちから協力を得てした管理もあります。それはやはり運動のできる場所がないということが、その子にとってはもう保護者が連携して場所とりをしまして、鮭川村の場所をとったり、新庄をとったり、真室川をとったり、大石田をとったり、尾花沢をとったり、舟形をとったりしていました。私ども、強化練習のメンバーの1人であって、舟形町もテニスコートも利用して猿羽根山の実習館では強化合宿という形でやって、今2年生、3年前にも優勝したんですけれども……。

これで質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、叶内昌樹君の一般質問を終結いたします。

3番 私からは2問のご質問を通告させていただいております。

初めに、舟形中学校移転の結論はということで質問させていただきます。

平成28年4月の第7回議会報告会で、中学校の校舎が老朽化しているが、建てかえなどの考えはということで、洲崎公民館でありました。舟形中学校の借地について、これは中央公民館でありました。と、中学校に関する質問が出されました。回答は、改修工事を実施し使い続けるのか、保小中一貫教育指導体制を視野に入れて舟形小学校近くに移転するのかをこれから検討する。また、借地については今後5年間をめどにどうするかははっきりするという教育委員会からの回答でございました。

平成30年3月定例会の一般質問で、大規模改修か移転かを問いました。平成28年3月定例会予算審査特別委員会で、中学校の今後については大規模改修にするか、移転するか、5年以内に方針を定めたいと教育委員会として発言していますが、その後、5月の総合教育会議において、教育委員会が進める保小中一貫教育推進のために、より近い環境にある近接型一貫推進体制が最も望ましいと考え、近接型の移転を検討していくことを確認しているとのことでした。

中学校移転の話題が出ると、あたかも小学校の近くに移転が決まったかのような話になっていますが、移転の結論はなされていない。5年以内に方針を定めたいとのことであれば、町長の任期中に移転についての結論を出されることを期待したい。

また、借地に関し、契約内容と平成30年度末までに支払われた借地料の総額が幾らになっているのか、町長にお伺いします。

次の質問でございます。

最上小国川かわまちづくりプラン現状はということで質問させていただきます。

最上小国川清流未来振興機構では、最上小国川流域における10年後の目指すべき地域の将来像を設定しています。また、最上町、舟形町での基本目標、地域の将来像、実施する施策とその箇所などを清流未来進行図として取りまとめ、公表されています。

計画期間が平成27年から10年間とし、令和元年は計画の策定から5年目を迎えますが、最上小国川かわまちづくりプランで、舟形イベントゾーンに鮎パークと西ノ前遺跡公園（縄文）をつなぐルートを整備（県・町）とあるが、その内容と現在の状況について伺います。よろしく申し上げます。

町長 それでは、3番伊藤欽一議員の「舟形中学校移転の結論は」の質問に対してお答えいたします。

舟形中学校の整備方針に関しましてこれまでの検討経過は、伊藤議員の質問にあるとおりでございます。平成28年3月の予算特別委員会で、5年以内に方針を定めたいという考えを教

育委員会として示しており、また5月の総合教育会議において、「保・小・中一貫教育の実現にむけて、中学校の移転による近接型一貫教育へ」ということで、近接型の移転を検討していくことを確認しております。

現在、策定作業中である舟形町第7次総合発展計画の短期アクションプランにおいても、具体的施策、小中学校の施設整備と教育環境の充実の展開方針において、老朽化が進む中学校校舎の移転・改築に係る検討を進め、方針を示すとしており、平成28年3月の答弁内容を踏まえて、令和2年度中には方針を示したいと考えております。

次に、中学校敷地についての賃貸借契約内容であります。契約相手方は東北開発株式会社、現在の三菱マテリアル株式会社で、昭和54年12月20日に賃料についての土地賃貸借契約を締結しております。賃貸借面積は3万3,703平米で、B&G海洋センター、西堀公民館敷地等も含んだ面積となります。賃借料は228万7,500円で、平米単価は約68円です。現在は面積が3万3,502平米、賃借料は363万8,533円で、平米単価は約109円です。なお、平成10年4月1日に、テニスコートを敷地として2,055平米、金額で21万2,600円の契約を別に結んでおります。地代については、いずれの契約も3年ごとに協議の上改定することとなっており、また契約終了後の処置としては、直ちに地上物件を収去し、土地を返還するものとしております。

なお、これまでに支払われた借地料の総額ですが、契約内容にある敷地から西堀公民館敷地、民間貸付用地を除いて計算したところ、平成30年度分まで約1億3,000万円となっております。

次に、「最上小国川かわまちづくりプラン現状は」についてのご質問にお答えします。

初めに、最上小国川清流未来振興機構は、舟形町、最上町、小国川漁業協同組合及び山形県のほか、町内の地域振興に主体的に取り組む団体で構成されており、最上小国川の治水対策による地域の安全・安心の確保、内水面漁業の振興等による産業振興及び地域資源を活用した交流促進による観光振興により、最上小国川流域の地域づくりの推進を図るため、平成27年4月に設立し、あわせて最上小国川清流未来振興計画を策定し、10年間の実施期間で最上小国川流域の目指すべき将来像の達成に向け、さまざまな取り組みを推進しております。

さらに、平成30年度に最上小国川清流未来振興計画を具現化するためにかわまちづくり事業にも取り組むこととし、事業計画の一部変更を行っております。このかわまちづくり制度は、河川と河川につながる町を活性化するため、地域の歴史・文化や観光資源などを生かし、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すことを目的に、国土交通省が創設した制度であります。

最上小国川清流未来振興機構は、平成31年1月18日に最上小国川かわまちづくり計画を国に申請し、平成31年3月8日付で国土交通省水管理国土保全局長から認定を受けております。

計画期間は令和元年度から令和6年度までの6年間で、事業計画の内容は舟形町と最上町それぞれのイベントゾーンに分けて計画されており、基本的にハード施策は河川管理者である

県が、ソフト施策を町や関係団体が担当します。

現在の計画では、舟形町のイベントゾーンは、県で、東北中央自動車道より上流左岸700メートル区間及び一ノ関橋上流左岸700メートル区間に河川管理用通路を整備し、町では河川管理用通路から町道へアクセス道路の整備、さらには散策ルートの案内表示を設置することとしております。今年度は、まずは県が担当する整備計画箇所の調査等を行っておりますが、今後については、これから県や関係機関と協議を進め、具体的な実施計画を詰めていくこととしております。

本事業により河川の親水空間創出の推進を図り、交流人口の拡大と地域のにぎわいにつながればと期待をしております。

3番 それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、中学校の移転に関しての質問であります。

平成30年3月の一般質問の中で、借地料の総額についてということでちょっと質問しましたら、そのときは通告書にはないということで答えられないということだったので、今回、改めて借地料の総額について質問させていただきましたけれども、約1億3,000万円という今回の回答でありました。その中で、西堀公民館、B&G、そこら辺は理解はしていましたがけれども、今回、民間体育用地をとということで、その民間体育用地に関してちょっと認識不足なのでお伺いしたいと思います。

町長 民間に貸し付けしているというところについては、B&Gの前側の民地、西堀公民館から今1件なくなって2件しかないんですが、そこの方のりから一部平らなところがございまして、その点について一括して三菱マテリアルからお借りしておりまして、民間の方がお借りしている部分については民間の方からお金をいただいて、一括して三菱マテリアルのほうにお支払いをしているという現状であります。

3番 わかりました。

それでは、前回の答弁です。契約の更新に関してもちょうと質問したんですけれども、前回は毎年更新というようなことで答弁なされましたけれども、今回、3年ごとということになりますけれども、確認でございます。3年ごとで間違いありませんね。

町長 3年に一度の更新ということでございます。

3番 続いて、借地の契約との終了後について地上物件を解体し土地を返還するとあるんですけれども、例えば、この中学校移転した場合、仮定でございます、移転した場合、例えば、中学校を解体するとなった場合に、この契約内容に関しては1筆でしているのか、何筆かはちょっとわからないんですけれども、その分筆で使用している分はそのまま要らない部分は返すという借地の方法というのも可能なんですか。

町長 それは相手方との交渉ということになるかと思えます。

3番 相手もあることなのでそういう回答しかないのかなとは思いますが、以前質問したときに、一括で借りている旨の話もありましたので、ちょっと今その確認をしたところであります。

中学校の移転に関してでございますけれども、教育委員会のほうで保小中一貫教育の実現に向けて中学校の移転による近接型一貫教育へのということで、移転を検討していくことを確認していますというような回答でございます。今回、第7次総合発展計画の短期アクションの中で、非常にちょっと私がうんと思ったのが、老朽化が進む中学校校舎の移転改築にかかわる検討を進める。何か以前の回答より後退したのかなという私感じするんですけれども、いかがなんでしょうか。

町長 やはり年数がたってきますと改築をしなければいけないことは当然ということだと思います。したがって、大規模改修してそのまま使うということではなくて、いずれ移転をしなければいけないということなんでしょうけれども、それまで何も手をつけないということではないということで、改築という部分が一部盛り込まれたものだと思っております。

3番 中学校は昭和58年4月に建っているわけですね、ことしで三十六、七年になろうかとは思っています。鉄筋コンクリートづくりの法定耐用年数に関しては、大体学校に関して47年ほどになっているので、今、町長言われたように改築をしていくのではなくて、本来であれば改修をしながらもたせるというのが筋だと思うんです。改築ではなくて改修ではないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

町長 改修なのか、改築かということで、言葉を変えればいいというのであれば改修でもいいと思いますが、基本的にはある程度やはり改修、改築をしながらやっていかなければいけないと。特に改築という言葉が出たのは、現在の中学校をつくる時に設計されたのが、1教室35人という設計基準で教室の大きさが決まっております。ところが、現在、子供の数が少なくなってきました、40人となりますと1クラスにならざるを得ないという現実があります。そうすると、35人の教室に40人を、特に体の大きくなっている中学生をその教室に押し込むということはかなり厳しいということで、今、2階に1教室だけ、南側の校舎の2階部分の突き当たりの部屋を廊下と教室の壁を取っ払って1つの教室にしていることがございます。さらに、今年度入ってくる中学校1年生が、場合によってはその40人になることの可能性が出てくるということもございまして、そうした場合に、また廊下と教室の壁を取り払って黒板を中央に寄せたりする作業も出てくるということがありますので、教育委員会のほうとしては改築という言葉も出たのかなと思います。

いずれにしても、ずっとそこにとということではなくて、教育委員会の思いをしっかりと受けとめまして、できる限り、大規模な工事費になりますから、それがしっかりと財源が確保されるまでの間、子供たちに迷惑をかけないようにという思いで過ごしていただけるよう

に対応しながら、新たな取り組みということに対応していかなければいけないのかなと思っていますとでございます。

3番 改築、改修、言葉を変えればいいということでもありますけれども、本来であれば、国交省大臣官房官庁営繕室監修ということで、あと県のほうでも出していますけれども、やっぱり改修と改築は違うようでもあります。そこら辺は言葉のあやですのでそれ以上は質問しませんが、今、町長の答弁の中で改築、改修なりをしてもう少し長くもたせて移転するというようなニュアンスに私は捉えたんですけども、移転するというニュアンスの捉え方でよろしいのでしょうか。

町長 教育委員会のほうの総合教育会議等々の意見を参考にしながら、町のほうで令和2年度中に決定をするということでございます。ただ移転をすればいいというものではなくて、そこに現在、西堀町内会に舟形中学校もあるわけです。その中学校がなくなったときの西堀町内会の地域づくり等々のことも考えなければいけないと思いますし、どこの施設を残してどういうふうにしていくのかということも総合的にやっぱり考えなければいけない問題なのかなと思っています。

やはり、私も堀内におりまして、堀内小学校の旧校舎がなくなってしまっている現状を見ますと非常に寂しい思いもございまして、利活用についての問題というものはしっかりとやっぱり地域の方々ともよく話をしながら進めていかなければいけないのではないかなと思っていますので、まずは令和2年度中にいろいろなご意見を賜りながら方針を定めていくということになると思いますし、そのためのいろいろな準備期間もかかるということでもありますので、すぐに移転というような話になるということにはならないのかなと。

いずれにしても、方向性は令和2年度中に決定するというところでございますので、その点についてご理解をいただければと思います。

3番 町では、防災センター、そして福祉避難所等々、これから箱物の工事が出ましてかなり財政負担になるのかなということで、監査委員のほうからも令和6年あたりがピークになるのかなという結果という報告も出ております。

そんな中で、やはり中学校も今老朽化して大規模改修しないで移転を視野に入れてというような想定のもとで今検討していただいているのかなと理解はしております。ただ、町長、今言いましたけれども、いろいろなやっぱりそういった地域の方々との話もあります。ただ、それは移転をやっぱり前提とした話し合いでないと、移転するか、しないかの話の中では進まないと思うので、やっぱりもう移転はするよと、ただ移転する期間に関しては財政的ないろいろな面でありますけれども、やはり移転はもう視野に入れて、それをもとに地域の活性化なり今後の課題等を洗い出してしてゆくよといった考えで進んだほうがもっと前向きに進むような気がするんですけども、いかがなんでしょうか。

町長 老朽化という言葉があるんですが、現在、老朽化で非常に困っているというような話は教育委員会のほうからも来ていませんし、子供たちのほうからも届いておりません。そんな中で、大規模改修というお話がございました。確かに国交省のほうの指針によりますと、37年とか35年を経過すれば大規模改修が必要だということなんですが、大規模改修をするということは長寿命化を図るということでもありますので、そうすれば、逆にいうと小学校の近くに移転をするというようなことの期間が延びるということでもありますし、その点については、今現在、もう老朽化で非常に使えないんだというような現状ではないと私は思っておりますので、しっかりとそのような現状を踏まえながら、しかしながら、議員さんおっしゃられるように、いずれそういう時期が来たときのためのいろいろな準備をしていく必要は確かにあると思いますので、まずは現状のものを改築しながらしっかりと進めていって、いずれ来るべき教育委員会の方針に基づいて、移転なりなんなりというものをしっかりと打ち出しながら、しかもやはり西堀の町内会の皆様方とどのように跡地利用というものを使うとしていかなければいけないのか。当然、現在のままで敷地を利用するとなれば、現在の借地料は変わらない借地料で支払い続けなければいけないということもあります。

したがって、移転したから全てが解決するということでもありませんので、そういったことを総合的に勘案しながら、重要な問題でありますのでしっかりと対応していきたいなと思っております。

3番 町長の思いはわかりました。しかしながら、今、私が提案しましたようにやっぱり何年後か移転をしなければならないといった場合に、それまでのある程度の基金の積み立てとか中学校移転に関しての財産の財源の確保とか、そういったものもこれからやっぱり視野に入れてやっていかないとだめなのかなと思います。

来年、令和2年に方針を決定したいということでもありますけれども、この方針を示すというこの方針というのはどういう方向で示されるのか。移転をするという方向で示すのか、方針を示したいというこの方針がちょっとよくわからないんですけれども、再度ここをお伺いします。

町長 財源については、昨年の決算でも見ていただけるとおわかりのとおり、公共施設整備基金については増額してきております。これらのことについては、やはり今後来るべきそういった問題に対して準備をしているということのあらわれだと理解していただきたいなと思えます。

方針については、先ほど申し上げましたとおり、総合教育会議の中で教育委員会側からの方針が出ておりますので、そういった方向をもって、さらにやはり先ほど申し上げましたとおり地域との話し合いということも重要であるということで、まずはしっかりともう一度教育委員会、さらには総合教育会議等々で話をした上で結論を出していきたいということでござい

ます。

3番 何年後になるかわかりませんが、移転するという考えでいくということでちょっと理解させていただきます。

これから少子化ということで、子供の数も非常に少なくなっている今状況の中で、今回、総務文教常任委員会のほうで行政視察ということで登米市に伺いました。その中の豊里小中学校、小中一貫教育ということでやっておりました。我々も、議会のほうも一貫教育を視野に入れていろいろ勉強をしているところではございます。この中で、この小中学校に関しては、校舎の建て増しをしてその中に小学校、中学校を入れているということで、事業費としては、いろいろ考え方はあると思いますけれども、総額5億円で、校舎の建て増し3.5億円、小学校の体育館1億円、その他5,000万円とか、それはいろいろ工事のやり方、考え方あるんですけども、これから少子化になった場合、検討していく中で、教育委員会のほうでは近接型がいいよというようなことで提案はなされていますけれども、今後、そういった考え方も視野に入れてできれば検討していったほうがいいのかと、ちょっとこれは私からの提案でございますけれども、そういった形も視野に入れての検討も必要ではないのかなと思っておりますが、いかがですか。

町長 先日、教育懇談会がございまして、その席上でも佐藤総務文教常任委員長から同様の話をいただきました。大変すばらしいことだと思っております。

しかしながら、その案件がそのまま舟形町に適用するものかどうかということも踏まえて、子供たちのあり方、それから子供たちに対する教育方針等々は、教育委員会のほうでしっかりと答えを出していただきながら、子供たちにベストなものをできれば提供できればと思っております。必ずしも近接型ということにこだわっているわけではございませんので、その点についてはまず教育委員会でしっかりと子供たちに一番いい環境になるように町としても努めていきたいと思っております。

3番 やっぱり主体は子供たちですので、子供たち最優先に考えて今後検討していただきたいということで、学校に関しては質問を終わりたいと思います。

続いて、最上小国川の未来振興機構に関してですけれども、ちょっと一つ確認しておきますけれども、この計画期間、令和元年から令和6年までの6年間ということがございますけれども、これ平成31年から平成35年まで、つまり令和元年から令和5年までの5年間でないのかなと、ちょっとかわまちづくりの平成30年9月に出ている資料ですけれども、この中で計画期間が平成31年から平成35年までの5カ年となっているんですけども、ちょっとこちら辺、年数の確認だけしたいと思います。

町長 これは県も含めての事業でございまして、山形県のほうの事業期間というのが令和元年から令和6年、最上町、舟形町については令和3年から令和5年ということでありますので、

全体の認可を受けている期間としましては令和元年から令和6年までということになると思います。

3番 わかりました

それでは、ちょっと今、最上小国川の清流未来振興機構、ちょうど5年、中間点になっていると思います。この5年間、今まで取り組んできた事業内容とちょっと実績、またそれに関して今後の展望がどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

町長 未来振興機構の計画そのものについては、全てが達成するというものではなくて、基本的にとりあえず小国川ダムを契機としまして、最上町、舟形町、山形県、小国川漁協と関連する団体の中でこういうふうにやっていきたいと思いますという部分で、実現できるものからやっているということですので、ソフト事業としましては、小国川の写真コンテストであったり鮎釣り甲子園大会等々のソフト事業を実施しております。

ハード事業等については、最上町のほうではアユの遡上を考えまして、東北電力の隅にありますが頭首工等を撤去するとかいろいろあるんですが、実現可能なところということについては、なかなか相手方もあるということの中で全てができるということではなくて、そういう状況であります。特に、事業費そのものは未来振興機構では年間400万円だったと思いますが、山形県それから最上町、舟形町、そして漁協さんのほうで出している金額というのが大体そんな程度のものでありまして、その事業の中で行われる事業というのは、やはり限られてくると思います。そういった中で、今度、かわまちづくり事業ということでハード的なものについては、国交省の補助事業が該当したためにハード的なことが今度できるようになるということになると思います。

したがって、かわまちづくり事業の実績としましては、今年度調査測量をしているという現状が今のところあるように思います。以上です。

3番 現在の計画の中で、東北中央自動車道より上流700メートル、ちょうど縄文の丘公園、あそこら辺から舟形チャイルドランドあたりまで来るのかなと思いますけれども、チャイルドランド、あそこはアユパークに関しては、今、雪が降っていますけれども、夏場あたりだと結構散歩等々している方が見えます。議会報告会の中で西堀公民館にお邪魔したときに、やはり西堀、木友もやっぱりあの地域の方々がなかなかそういったコースもないということで、できればそういったものを整備していただければというような話もございました。今回出ているかわまちづくり、非常にベターにマッチングしたのかなと思います。ぜひとも、これはもう進めていただきたいなということですのでございます。舟形町にとっても非常に有利な、有利という言葉がちょっと語弊あるかもしれませんが、使い勝手のある計画なようでございます。できるだけやっぱりこういうことをどんどん使いまして、舟形町のやっぱり遊歩道整備というか、こういったルートの整備、延ばせば猿羽根山に行く縁結びの道もあります。

そんなことで、トレッキングも視野に入れたやっぱりそういうルート整備もこれからどんどん必要になるのかなと思います。

ぜひとも、東北自動車道より上流700メートル、そして町道につなげる、これは経壇原なのかなと思いますけれども、そういった町道へのアクセス道路の整備、やっぱりそこら辺はどんどん町としても事業化をしまして進めていけば、これからの交流人口にもつながるのかなと思いますけれども、そこら辺の強い意識というか決意というか、そこら辺、町長、いかが考えているかお伺いします。

町長 伊藤議員から力強いサイクリングロード等についての発言がございました。町のほうとしても一応計画はしているところでございますが、昨日も一般質問の中で出ました千年に一度の浸水区域ハザードマップが発表になっております。このサイクリングロードを整備する上で必要になってくるのは、やはり13号線の舟形大橋の下、それから平沢川を横断する橋、さらに奥羽本線の鉄橋の下というようなことでかなりの難題があること。そして、先ほど言いました浸水区域等の問題も新たな課題として出てくるように思います。

やはりそれらのことをクリアしないとこれはできないということになるかと思っておりますので、まずは浸水区域と、それから実施設計等々の考え方について、関係機関、JRさんを初めとしまして山形県の河川管理者という方々、国道を管理している国ということとの連携協議を重ねていって、できれば私としても完成できればと思うところでございます。

いずれにしましても、まだまだ絵空事の範疇から抜けない計画でございまして、今後詰めていくということが大事かなと思います。特に最上町、舟形町については、令和3年からの5年間ということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 以上をもって、伊藤欽一君の一般質問を終結いたします。

本日の日程は、これをもちまして全て終了いたしました。

本会議は明後日6日午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時21分 散会

令和元年 12 月 6 日（金曜日）

第 4 回舟形町議会定例会会議録

（第 3 日目）

令和元年舟形町議会第4回定例会第3日目

令和元年12月6日（金）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	地域整備課長	伊藤武美
副町長	庄司雅人	災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊藤秀樹
会計管理者	須貝孝子	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八畝照光
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤幸一	総務課財政係長	八畝幸仁
まちづくり課長	小野芳喜	教育長	齊藤涉
健康福祉課長	沼澤伸一	教育課長	鍛冶紀邦
住民税務課長	伊藤茂樹	監査事務局長	相馬昇

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

議事日程

- 日程第 1 議案第49号 令和元年度舟形町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 2 議案第50号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第51号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第52号 令和元年度舟形町水道事業会計補正予算（第2号）について

- 日程第 5 議案第 5 3 号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 6 議案第 5 4 号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）に
ついて
- 日程第 7 議案第 5 5 号 舟形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定
について
- 日程第 8 議案第 5 6 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第 9 議案第 5 7 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す
る条例の設定について
- 日程第 10 議案第 5 8 号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 11 議案第 5 9 号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 12 議案第 6 0 号 字の区域及び名称の変更について
- 日程第 13 議案第 6 1 号 舟形町監査委員の選任について
- 日程第 14 議案第 6 2 号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 15 議案第 6 3 号 舟形町選挙管理委員会委員及び舟形町選挙管理委員会補充員の選
挙
- 日程第 16 委員会付託の審査報告
陳情第 8 号 太折町内避難道路新設について
請願第 1 号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願
請願第 2 号 小規模企業振興基金条例の制定を求める請願
- 日程第 17 閉会中の所管事務調査報告
総務文教常任委員会
産業振興常任委員会
- 日程第 18 議員派遣の報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時30分 開会

議長 それでは、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから4日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第49号 令和元年度舟形町一般会計補正予算（第3号）について

議長 日程第1 議案第49号 令和元年度舟形町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いをいたします。

最初に、歳入についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

6番 ページが14ページ・15ページであります。雑入、多面的機能支払交付金過年度分返還金、町と国・県に分でありますけれども、これは前回までの事業の中で使われなかったやつを返すというふうな内容の金額だろうというふうに想定されますが、なぜ使われなかったのかお聞きしたいと思います。

農業振興課長 保全会におきまして平成26年から元年、30年度分までの5年間の分でございます。事業を計画していたものが実施できなかった理由が一つだけです。

6番 計画していた事業ができなかったということですが、この辺当然会計の対象になっている補助金でありますので、なぜ使われなかったのか、要するに最初から該当しなかった事業内容を上げて補助申請したというようなことも考えられるわけですが、この辺についてはどうなのでしょう。

農業振興課長 計画は、当初どおり計画はその金額で上げたんですけど、実際に進めていく上でできなかった箇所や進め切れなかった事業があったので、今回返還するということになります。

6番 計画書を出して承認いただいて補助金をもらって、そしてその計画にのっとって事業を展開していくというような流れだろうというふうに思いますが、その中で、じゃ町としてどういふふうな指導といいますか、かかわりをもって行ったのか、もう少し具体的な内容をお聞きしたいと思います。

農業振興課長 詳細な中身につきましては、担当のほうで直接保全会とお話をして事業の進め方、こういう内容でも事業ができるよということで指導はしてきました。その中でやっぱりそこまで踏み切れなかった保全会の事業があります。農業振興課としては、保全会を実際呼んで

お話ししながら事業、こういういろんな中身の事業ができるということで指導はしてまいりました。以上です。

議長 奥山君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、舟形町会議規則申し合わせ事項によりもう一度だけ発言を許可します。

6番 どこの保全会だかちょっとわかりませんが、県の土地連のほうの指導等は仰いでいない組織なんですか。要するに当初から県の土地連との相談ができるような組織であれば、もう申請する段階から相談に乗っていただいているというふうに思います。そういった中で町だけじゃなくて県の土地連とのかかわりはどういうふうな状況だったのでしょうか。

農業振興課長 土地連のほうからも指導は受けています。指導の中でやっぱり自分の、保全会の中でまとまり切れなかった部分があったのかなと感じております。

議長 ここで議長発言の訂正をします。

先ほど「申し合わせ事項により」と申し上げましたが、正確には標準会議規則の第55条の引用でありました。訂正します。

ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって歳入についての質疑を終結します。

続きまして、歳出の第1款議会費から第6款農林水産業費までの質疑を許可します。質疑ありませんか。

9番 それでは、18ページ・19ページです。これは2の1の10総合行政システムの中でシステム改修委託料257万2,000円ございますが、内容を見ますとマイナンバーの何か難しい、マイナンバー中間サーバーへのアクセス機器更新業務委託料ということでございますが、この250万かけてこの中間サーバー云々ということをするれば、どんな効果が得られる事業なんですか。

総務課長 これ257万2,000円の内訳でございますが、2020年1月中ごろにウィンドウズ7のサポートが停止するというふうなことで、そういう報道のもと、新しいバージョンに変更させるというふうなことでセキュリティ管理の部分、あと先ほど斎藤議員からありました番号制の連携サーバーの更新というようなことで今現在5年経過しております、その更新というふうなことでセキュリティ面での確保というふうなことで計上させていただいております。

9番 そうしますと、この250何がしというのはマイナンバーだけじゃなくて、本庁全体のシステムのセキュリティの関係だということなんですか。

じゃ、ちょっと質問変えます。済みません。マイナンバーって書いてあったので、何を言いたかったかという、マイナンバーの普及率って今何%ですか。

総務課長 十数%という記憶あるんですけども、正確な数字はちょっと帰ってからでないかわりません。

9番 先日テレビでもやっておりましたが、普及がしてないということで、その普及してないのにこんなにお金をかけてこれからやっていく必要があるのか、これを町長に言ってもしょうがない話なんですけれども、そのあたり、町として普及するに何か対策を考えてるのか、そのあたりをお伺いします。

総務課長 今現在新聞等でも行政、公務員につきましては来年の3月までマイナンバーを必須で取るようにというふうなことでなってるんですけども、ただ流れというよりも国の政策としての全体的なセキュリティー管理という意味において、町のほうでも同じように対応していきたいというふうなことで、5年経過していますので更新をするというふうな考えであります。

2番 同じく18・19ページです。交通安全対策費100万円の補正額が上がっております。これに関しましては当初100万円が計上されてあったと思います。そのあと、9月で159万7,000円が補正がついているようです。さらに12月で100万円ということですけども、昨年度の実績では1人5万円の36人ということで180万円が実績のようですけども、今年度は昨年度と比べて今現在どのような実績なのか質問いたします。

住民税務課長 現在の申請件数につきましては、34台というふうになってございます。昨年の冬期間の状況を見まして今回プラスでお願いしているところでございます。

2番 昨年、34台というふうな実績のようですけども、新車購入分とあと後づけの分が今年度から追加されたと思いますけれども、その34台の内訳を教えてくださいたいと思います。

住民税務課長 新車につきましては33台、後づけにつきましては相談がありますが、現在のところ1台の補助金の交付をしております。

2番 じゃ、特に後づけについてもぜひ周知、さらなる周知ですけども、よろしく願いしたいと思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

9番 22ページです。3の1の1社会福祉総務費ですが、ここで社会福祉総務事業で450万計上してございますが、この内容についてお伺いします。

健康福祉課長 ただいまの社会福祉協議会の補助金でありますけども、これにつきましては社会福祉協議会事務局長の人件費分の補助金であります。当初予算の編成時期には町職員としての身分であったので、ここで計上はなかったんですけども、4月から身分が町の社会福祉協議会の職員というふうになった関係で社会福祉協議会のほうの事業費のほうに人件費をつけるというふうなことで今回計上させていただいたものです。

9番 そうしますと、当初予算で人件費2名分1,603万7,000円を計上しておったのは局長という

トップの人の分が入ってたの。入ってなかったの。入っていないで、じゃ今まで仕事させておったの。ちなみに、局長さんっていうのはどなたなんですか。新しく雇ったんですか。

健康福祉課長 局長につきましては、町の、30年度までは再任用職員でありました高橋明彦さんが務めておまして、この4月からは再任用職員ではなくて町の社会福祉協議会での雇用というふうに身分が変わっております。以上です。

9番 そうしますと、さっき私聞いた当初予算で1,000何がしという分には、その方の分は入っていたの。入ってなかったの。入っていないということは、ただで使ってたわけ。この450万っていうのは、今4月からいるという話しなんだけども、もう今は12月ですよ、この間は どうしておったの。じゃあ。

総務課長 ただいま健康福祉課長が4月からと申し上げましたが、6月の社会福祉協議会の理事会で6月に事務局長というふうなことでなっております、6月まで、それまでの分については町職員というふうな格好でなっております。今ご指摘の23ページの補正予算書のご指摘の上のほうに職員給与事業の減額分がございますが、この分についてが高橋明彦氏の事務局長となった分の減額というふうなことでご理解いただきたいと思っております。

議長 斎藤君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条の引用により、もう一回に限り特に発言を許可します。

9番 済みません。ちょっと今課長の説明ですとわからなかった。その下じゃないの。下の福祉の町推進費で、ここに520万△ございます。これとの相殺じゃないの。

また整理して聞きます。当初予算で1,600万ってあったのは高橋さんは入っていたんですか。1,600万に入ってたの。入っていないの。じゃあ、高橋さんの給料っていうのはどなたが払ったの。

議長 暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

議長 会議を再開します。

総務課長 今までの分については、当初補助金として交付している分で対応していたというふうな格好になります。

7番 それでは同じ項目で社会福祉協議会補助金についてお伺いします。今課長答弁の中に社会福祉協議会の職員として局長を雇い上げたというふうな説明がありましたけれども、私の感覚の中では、この社協というのは外部団体という概念はありますけれども、やはり町の職員の任用が準拠されるんじゃないかなというふうに思います。つまり退職した人間、60歳以上を超えた方が退職した後に正職員になる、なってるんですか。それともまた社協の退職者の

再雇用という扱いでなっているのか。まるっきりの正職員扱いになってるのかという、その質問であります。

健康福祉課長 社会福祉協議会の正職員として、また社会福祉協議会の専務理事という立場で勤務されております。

7番 そうしますと、そういった社協関係のそういった年齢、例えば退職とか、退職何歳とか、そういった関係の人事の上限年齢というのは町では一切関与できない、しない、まるっきり社協が定めるそういった人事の任用制度というんですか、退職制度というふうな考えで、そのようなことになっておるのでしょうか。

総務課長 社会福祉協議会については、社会福祉法人というふうな位置づけになっておりますので、町の関与というふうなことを考えますと町長が会長になっているというふうな接点はありますが、それ以外についてはありません。

ただ、昨年までの人事でいくと健康福祉課長が常務理事というふうな配置になっておりましたが、今年度、常務理事ではなく評議員として課長が、健康福祉課長が社会福祉協議会と関係を持っているというふうな状況でございます。

7番 つまり町としては社協、保育士さんも含むという形の意味で私質問しますけれども、60歳になったら定年とか65歳になったら定年とかという、そういう決め方は社協の理事会の中で決められているという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

総務課長 それに関しても社会福祉協議会の就労規則等にありますので、そこで規定を設けてあるというふうになります。

議長 ほかにありませんか。

4番 同じページで下段の職員給与事業の中で520万の減額となっておりますけれども、この中身についてお聞かせください。

総務課長 この520万についてであります。今現在福祉系のほうに当初では再任用として配置、退職者を配置する予定でございました。当初はよかったんですが、4月中に都合で退職されまして、今状況としては1名減の状況でございます。その分の減額というふうになっております。

4番 ということは、再任用を決めていたんですけども、それができなくなったと。その分の減額分で間違いはない、わかりました。

議長 ほかにありませんか。

9番 18ページ・19ページです。2の1の18、光ファイバーの件ですが、移転の委託料で200万計上なっておりますが、当初予算でも200万見ておりますが、これはちょこちょこ発生するものなんでしょうか。どういう関係でこういうのは移転が発生してくるんでしょうか。

総務課長 これにつきましては、町の光ファイバーについては電力柱とか利用させていただいて

おります。今回、東北電力のほうで最上町と舟形町の工事にいわゆる重点配分というようなことになっておりまして、その分の工事の負担というふうなことについては、単価契約に基づいて支払うことになるんですけども、その工事部署が舟形町と最上町が今回多くてというふうなことで工事の負担を今回増額というふうになっております。

内容については、舟形大蔵線の道路の関係、道路整備の関係で、県道の整備の関係でというふうなこともちょっと考慮してるのかなというふうに町のほうでは判断しておるところでございます。

9番 ちょっと今課長の答弁で配分ということがちょっとわからなかったんですけども、それじゃ逆に聞きますが、当初200万見ておったこの移転料というのはどの部分を見込んでおったんですか。その大蔵線というのはもう前から予定あって、その部分じゃないんですか。

総務課長 それではちょっと細かいことについては、財政係長のほうから答弁させていただきます。

総務課財政係長 町が所有している光ファイバーについては、先ほど総務課長が申し上げましたとおり電力柱ですとかN T T柱を間借りして光ファイバーを添架させていただいてるような状況でございます。県道の拡幅工事ですとか電柱自体の老朽化に伴って電力側が、その電柱を新しく更新するというふうな工事を実施するわけなんですけれども、その工事費、電力側の工事費が舟形、それから最上町さんのほうに多く配分されたというふうなことで、そこに添架されている光ファイバーの移設については町が負担して、その工事を実施しなければならないというふうな契約になってございますので、電力柱が移れば、それに添架されてる光ファイバーの移設も生じるというふうなことになります。

その年度の、その年度実施される工事の量というふうなものが事前に示されるわけではなくて、これまでの実績などから約200万ほどあれば足りるのかなというふうなことで積算はしておったところなんですけれども、後でから話を伺ってみますと重点配分になったというふうなことで今回200万の増額というふうなことで計上させていただいたというふうなところですので、以上です。

9番 東北電力もいいかんげんですよね。前もって言わない、急に配分を多くするからといって予算をつけてくださいという話は、そういう契約になってるんですか。そういう増額配分の予告はしませんよという契約の中に一項あるんですか。単に言ってきたから、はいそうですか、そうですって受けてるだけなんですか。

総務課長 その年の、年度の工事についての話については、その時期が定まっているわけではないんですけども、契約の中には添架の際の負担というふうな契約にはなっていますので、ただそのものがどれぐらいのことは量になるのかというふうな提示は、その都度というふうなことで、前もってというふうなことは今のところないので、こういった状況で補正で対応してるというふうな状況であります。

議長 ほかにありませんか。

6番 20ページと21ページの2の5の2各種統計調査員、金額的には110万円ほど減額なっておりますが、その内容を見ますと経済センサス調査等の終了に伴う減というふうなコメントがありますが、これ当初予算の段階ではわからなかったということなんでしょうか。

総務課長 今回の細いところの減額については、実績に応じて減額をさせていただいているのですが、85万1,000円については、これについては歳入のほうで全国消費実態調査委託金というふうなことで計上をしておったわけですが、当初今までの町の経緯を見ますと町が抽出された場合というふうなことで計上させていただきましたが、今回舟形町が抽出されなかったというふうなことで負担、委託金はいただけなくお返し、お返しというか減額するというふうな格好で対応してございます。

6番 今の課長の答弁ですと経済センサス調査等の終了じゃなくて舟形が該当しなかったというような答弁であります。この辺どっちなのでしょう。

総務課長 ちょっと細かく説明させていただきます。

学校基本調査、それから経済センサス基礎調査、それから令和2年国勢調査区の設定、それから2019年工業統計調査、2020年農業センサスというふうなことで今年度調査の作業内容の項目がございますけれども、それが今年度の実績に応じて今回の精査をさせていただいたんです。それが先ほど申し上げましたように一番大きい部分についての減額が87万6,000円ということで歳入の、15ページの予算書の15ページにもございますが、全国消費実態調査委託金というふうなことの減額も含まれての、ここであいう110万円というふうな総額での減額というふうになっております。（「わかりません」の声あり）

議長 暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

議長 再開します。

改めて質問ありますか。

4番 せっかくこの主な事業内容等出していただいておりますので、ぜひ誤解のないような具体的内容等に訂正をお願いしたいと思います。

総務課長 議員の皆様方にお渡ししてある12月補正予算の主な事業内容についての具体的な内容の記載について検討して今後詳細を少し詳しく掲載させていただきたいと思っております。失礼しました。

4番 28ページ・29ページ、林業振興費新規狩猟免許の補助金とありますけど、これ金額少ないですけども何名の方に免許取得の補助金があったのかお聞かせください。

農業振興課長 これにつきましては、上限5万円で3名の方です。

4番 新しく、じゃ3名の方が新規に狩猟免許を取得したという理解でよろしいでしょうか。年々やっぱり鳥獣被害等激しくなってますので、今後ともやっぱりそういう新しい、高齢化率も高くなってますので、町としても積極的にこれに携わっていただきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは同じ項目の狩猟免許についてお伺いします。3名ということですがけれども、この狩猟免許、3種類ぐらいあるような認識でいますけれども、何の、散弾銃とかwana猟とかそういうものが3種類ぐらいあるというふうに私認識してますけど、何に、何の猟に免許を取ったのか、そこら辺のところを質問します。

農業振興課長 内容についてお答えします。

狩猟免許、あと猟銃の受講料、そのほかに鉄砲の所持許可申請に使われております。

7番 主に猟銃関係、鉄砲関係だというふうに理解しました。私もそういうものに補助金を出すのは今後いいことだなというふうに思いますけれども、当初予算にはこの金額というか、考えは載っておらなかったというふうに思います。ということで、例えば大型自動車の免許を取るときに過去に補助金を出したということもありましたし、こういう新しいものの免許を取るときに補助金を出すということが結構今後出はってくるんじゃないかなというふうに私考えますけれども、そういう内規っていうんですか、そういう新規でそういう免許を取りたい人がいた場合に町に行けば、どこかの課に行けばそういう免許を取れるような、そういう大ざっくりしたような免許、新規の免許取得要件になっているんでしょうか。

町長 資格取得に対する補助金というのがまちづくり課のほうでございます。そちらのほうと今回の狩猟新規修了者の免許取得というふうなものと似たような感じにとられるかもしれませんが、やはり有害鳥獣の駆除というふうな部分で町のほうでは有害駆除実施隊も設置しております、やはりこの猟友会を含めます有害駆除実施隊の方々のメンバーをふやすという、そういう目的の中で新たにこの部分については追加をさせていただいたというふうなことでございます。そのほかに先ほど申し上げましたまちづくり課のほうで担当している資格取得のほうの補助事業もでございます。それらは今年度で見直しをして、来年度からもう一度構築するかどうかというふうなことを今年度中に検討するというふうなことでございます。

7番 いい制度、いい制度だっていうか、新規の免許を取るというのはいいことだと私は考えます。ただ、その要件が、やっぱりちゃんといろんな分野についてとか、ある程度の特定分野についてというのが決まってない中で、やはり最後の条文というか、そこの中の「町長が認めるもの」みたいなところの部分でいろんなものが、ざっくりとした、頼めばそこは取らせて補助金がもらえるんだよというような感じになってますというふうな感じになってます。

ですので、今後つくるといってまちづくり課の案件なのかわかりませんが、きちんとした要件、要件の中でこの新規取得者、免許の取得者というのを、対象をちゃんと絞っていくというんですか、どんな分野なのかというのをやっていくという考えはあるんでしょうか。

町長 3年前、資格取得のほうについては、議会のほうにもお願いをして予算を取ってきている事業でございまして、要綱等がしっかりございます。ある程度その内容等が使われてきて、その資格取得をした方々にアンケート調査もしながら、その結果に基づいて来年度以降どうするかというふうなことを検討するというのでございますので、これまでもしっかりとした、こういった場合について補助金が出ますよと。町長が特に認めるものというふうなことではなくて、しっかりこういった場合について補助金が出るというふうなことであります。

今回の新規狩猟免許取得についても、やはり猟銃を持つことの免許を持つこと、猟銃を買うこと、猟銃を保持することというふうなことで年間多額のやはり費用がかかります。こちらのほうで有害鳥獣を駆除してくださいというふうなことばかりではなくて、先ほど言ったとおり仲間をふやすというふうな方々というふうなことの思いもありまして、その取得した場合に対する補助を今回新たに創設しております。それについても、農業振興課のほうでその要綱等を定めておりますので、それに基づいてその補助金を出すというふうなことでありますので、町長が特に認めるものというふうなことではなく、要綱・要領に基づいて実施されているものでございます。

議長 ほかにありませんか。

9番 済みません。24ページ・25ページです。3の2の1 児童福祉総務事業費の中で右の説明の中で広域入所負担金40万ございますが、内容についてお伺いします。

健康福祉課長 ただいまの広域入所負担金につきましてですけれども、これは尾花沢市より母子で、離婚調停中というような形で母子で舟形の実家のほうに転入してきた方がおりまして、その方が勤務先が、子どもさんにつきまして尾花沢の保育所に通っているんですけども、今度お母さんが勤務先が大石田町であるということであったりとか、あと子どもがなれた環境に今あるというようなことで3月まで現在入所している尾花沢市の保育所のほうに預けておきたいというふうなことで、尾花沢と舟形町とで契約をいたしまして尾花沢市のほうに広域の入所負担金というようなことで3月までの分を計上させていただくというような金額でございます。

9番 わかりました。じゃ、今後こういうものが発生するかと思います。ちなみにこの40万というのは何カ月分、月単位で計算するんですか。

健康福祉課長 議員おっしゃるとおり月単位で計算しまして、11月から3月までの金額というふうな合計で40万というようなことでございます。

9番 ちなみに、この広域、今回尾花沢ですが、ほかの保育園とのそういう契約結んだ場合に、その負担金というのは誤差、誤差というか差はあるんでしょうか。統一なってるんでしょうか。

健康福祉課長 その子どもさんの年齢によって違うんですけども、ただ公定価格というのが国のほうから示されているものがありますので、公立の保育所については公定価格に基づいて計算されますので、差はない、この最上管内では差はないというふうに了解しております。

議長 ほかにありませんか。

1番 18ページの18項の先ほどの加入系光ファイバーの件ですけども、今回事業費補正出たということですけども、この加入系という町全体の加入世帯数というのはどのぐらいあるものんでしょうか。

総務課財政係長 光ファイバー網については、その使える環境を町のほうで整えたというふうなことで、その光ファイバーのサービスに加入するかどうかというふうなことは各ご家庭の判断によるというふうなところなんですけれども、その加入率については、申しわけございませんが、私どものほうではちょっと押さえておらないような状況でございます。

1番 加入したというか、この光ファイバーのまず維持費的なものにかかる費用というのはどんな感じの費用なんでしょうか。

総務課財政係長 こちらの光ファイバーにつきましては、町が所有しておりますけれども、その線自体をNTTさんのほうに貸し出しを行って運用をしていただいているというふうな状況でございます。その貸し出しの金額については、約700万円ほどなんですけれども、その保守についても別に保守契約を結ばせていただいております、大体同額程度というふうなことで、いうふうな歳入はもらうんですけども歳出も生じるというふうなことで、保守管理もしていただいているというふうな状況の契約となっております。以上です。

1番 光回線ですけども、来年から5Gという光回線と同じ同等レベルのネットワークが開始されるわけですけども、そちらのほうもやはりNTT関連の事業等でございますけども、やはり今後光回線から5Gに変わるという項目を考えるとNTTさんとも協議が必要かと思いますが、また来年度に加わるみたいなことであってはちょっとまずいと思うので、一応来年度の5Gという光回線同等レベルの高速ネットワークがスタートすることによる話とかはお聞きしてますでしょうか。

総務課財政係長 光ファイバー網につきましては、形のある有線でございます。5Gにつきましては、たしか私の記憶では無線システムだったかなというふうに考えております。そちらの5Gの構築に伴う費用を負担してくださいというふうな案件の相談ですとか要望は通信会社さんのほうからは来ていないというふうな状況になりますので、町のほうでの支出はないのかなというふうに考えておるところです。以上です。

6番 ページが18・19ページでちょっと確認ですけども、地域交流センター管理費55万円ということで補正されておりますけども、その特定財源として地方債50万というふうになっておりますが、あえて地方債50万にしたというのはどういうふうな有利なことがあるのかお聞きしたいと思います。

総務課財政係長 18ページのほうに地域交流センター管理事業費の特定財源というふうなことで地方債50万円というふうにございます。この50万円につきましては、過疎対策事業債、交付税算入率70%というふうなものを用いて事業を進めたいというふうな考えのもと、こちらのほうに50万円と計上させていただいております。

なお、地方債のルール上、10万円単位というふうなことでございますので、一般財源5万円がついているというふうなことでございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

3番 26ページ、4の1の1でございます。27ページのほうに19番ということで2万円微々たるものではありますけれども、ここに犬の管理システム更新負担金とありますけれども、内容をお知らせ願います。

健康福祉課長 これにつきましては、県の獣医師会のほうに各市町村が飼養犬の登録についてのシステムを委託して獣医師会のほうにお願いしております。そのシステムが今回更新されたというようなことで県内の市町村がそれぞれ獣医師会の新しくしたシステムの更新代として負担するというものでございます。

3番 そのシステムというのは、例えば私が飼っている犬を登録してるとか、そのいつ、例えば狂犬病の注射をしたとか、そういうふうな台帳のようなものなのでしょうか。

健康福祉課長 議員のご質問のとおり、そういった台帳管理をするためのシステムでございます。

3番 これは例えば役場のほうでシステムというか、そういうふうな入れかえをして送るといようなことでなくて、調査は向こうのほうには、医師会のほうには、獣医師会のほうにはどういった、こっちのほうで更新をやって届けるのか、向こうのほうから調査項目が来るのか。

健康福祉課長 役場のほうで登録の受け付けをしまして町のほうでも台帳のほうに入力しております。そのデータを獣医師会のほうと県のほうと両方に送って管理をしているというふうな形になってます。

1番 済みません。先ほどのほうに18ページに戻りますけども、今光ファイバーの件で、まず町がNTTとしてるということですけども、やはり次世代ですかね、やっぱり今アパートとかそこに入っても固定電話を持たないとか、そういう人がやっぱり今多くなってきて、5Gになりますと多分光ファイバーじゃなくてネットワークで処理できる、例えばパソコン代あたり、そういうものも多分家庭の回線では要らなくなるのではないかといわれてますけども、今後ですけども、もしそういう利用者数がもし減ったような形になった場合には、この光フ

ファイバーの加入の管理的なものをどのように考えてますでしょうか。

総務課財政係長 私の記憶の中でなんですけども、無線電波網につきましては、飽和状態にあるというふうなことで、その飽和状態を緩和するためにWi-Fiの設備でしたりとか、そういうふうなもので光ファイバー、有線のほうにその情報量を分散させることで高速通信を維持させるというふうに考えておったところです。ですので、5Gが始まったからといって光ファイバー網をなくなる、Wi-Fi環境が要らなくなるというふうなことではないのかなというふうに考えておるところです。

また、固定電話についてなんですけど、固定電話持たなくてもWi-Fiを使うためだけに光契約を行うというふうな方もいらっしゃるようですので、今後とも光ファイバー網というのは必要になってくるのかなというふうに考えておるところです。以上です。

議長 ほかにありませんか。

6番 ページが28ページ・29ページですけども、ほ場整備事業、金額が5,000万円の補正であります。これは県からの補助金に来て、そういうふうな補助金をその受益者のほうに出すというふうなことなんだろうというふうに思いますが、県から来たから5,000万というふうなことはいいんですけども、当初からこの事業が、このくらいの補助金に来るだろうということが想定できなかったのかどうか。要するに事業の進捗状況を見れば県にしても町にしてもこういうふうな支出が、収入が、補助金に来て、こういうふうな支出が出てくるというふうなことは想定できる、できなかったのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

地域整備課長 ご質問の当初想定できなかったかということなんですけど、一応予算編成時、令和元年、その時点は平成31年でありますけど、その時点ではちょっと把握することができませんでした。今年度5,000万ということであるわけなんですけど、それが地元のほうにそっくり行くような形になります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

3番 28ページの先ほど来出てます狩猟免許ですけども、1点だけお聞きします。先ほど町長有害駆除実施隊の話し出ましたけれども、今回3名補正で上がってるんですけども、例えばこの3名の方、免許取得した場合に有害駆除実施隊に加入する要件とか条件とかというのはあるんですか。

町長 まずは猟友会のほうに加盟していただいて実施隊のほうには猟友会からの推薦という形であがってきますので、狩猟免許を取得して猟友会のほうから推薦があれば実施隊のほうに登録されるというふうに思っております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって歳出の第1款議会費から第6款農林水産業費についての質

疑を終結いたします。

続きまして、第7款商工費から第11款災害復旧費についての質疑を許可します。

7番 それでは32ページ・33ページの土木費の8・4・2の土地購入費です。33ページの用地購入費の約560万の減、済みません。用地購入費で同じ項目なんで消防費、これは35ページの消防費の用地購入費約850万の減、この2つの用地購入費の減額について、なぜこのような多額の減額になったのか質問いたします。

地域整備課長 それでは、最初に8款のほうの住宅整備事業費の減額について、公有財産購入費の減額についてご説明します。

これについては、今回宅地造成事業やってるところの用地購入費でございます。地権者については、お一人いらっしゃいまして、その方から用地を購入したという形になります。当初ですね、見込んでいた単価よりは若干お安くしていただいたということでありましたので、561万9,000円が減額になると、不要となりましたので減額させていただきました。8款のほうは、以上です。

災害復旧対策室長 9款の用地費についてなんですけれども、当初は2,300万見ております。平米当たり大体2,000円程度の見込みで見ておりましたが、実際県の単価等と比較しながら適正な計算を行ったところ、1,300円で済んだということで差額が出ております。これにつきましては、精算での減額となっております。以上です。

7番 私の言いたいことは、この県の精算の単価とかというのは当初予算を立てる段階でわからないのかということになります。つまり、例えば住宅整備団地で1,600万の当初予算を取って500万の減額、これは見込み単価から随分低くなったんですけれども、最初からそういう見込み単価というのは低く、地価っていうのはわかるわけですから、何カ月でそんなに低くなるということはないと思うんです。当初予算を立てた段階から実際購入するまで何カ月間かしかないとと思うんです。その中で、なぜこんなに単価が下がるのかなというふうな疑問があります。

つまり消防費の用地購入費も同じです。県の単価が、自分たちが2,000円と見込んでいたものが県の単価を調べてみたら1,300円だったと、これは当初予算を立てる段階から県の予算を調べておけばわかる話だと思っんです。つまりこの1千三、四百万ぐらい誤差が出てるわけです。この誤差というのは当然ほかの予算に回せるはずだった予算なんじゃないかなと、私そういうふうに純粹に思うわけです。

ですから、もっとそういう見込みの数字というのを、用地購入費とかっていうのはきちんと精査して予算書に上げてくるべきものじゃないかなというふうに思うところでありまして、そこら辺の見込みのところについて、甘いんじゃないかという指摘です。

地域整備課長 今おっしゃいました単価の積算について、甘いんじゃないかということでありま

すが、特に用地購入に関しましては工事とかそのような事業とは違いまして、やっぱり相手がいらっしやいます。そんな中でいろいろと交渉事でありますので、単価を詰めていかなくちやなりません。そんな中で、やっぱり最初から少なく設定するというのは基本だとは思いますが、なかなかそうやってしまうと事業全体の進捗が滞ってしまうということがありますので、今回はこのような予算編成をさせていただきまして、今回減額という形の予算になりますが、そこら辺についてはあくまでも相手がいる交渉事でありますので、ご理解していただきたいと思ひます。以上でございます。

災害復旧対策室長 見込みが甘いということにつきましては、議員おっしゃるとおりだと思ひます。これから先用地買収等あれば適正に予算計上したいと考えております。以上です。

3番 34ページ、9の1の2でございます。ここに35ページに工事請負費91万3,000円ございます。これは新分譲地への消火栓の新設というふうなことでありますけれども、場所的にはどこに設置になるのかお伺ひします。

地域整備課長 場所でございますが、今先ほど来お話しておりましたハリヨ地区の宅地造成しておりますその箇所に1基消火栓が新設になります。以上でございます。

議長 ほかにありませんか。

2番 39ページですけれども、農業用施設1,100万円、あとは公共土木3,400万円が台風19号による被害というふうな金額になっているようですけれども、これは今のところ確認している場所で、今後これがふえてくるのかどうかお聞きしたいと思ひます。

災害復旧対策室長 台風19号災害につきましては、今回予算計上した場所金額で把握しております。これ以上ふえることはないだろうと考えております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって歳出の第7款商工費から第11款災害復旧費についての質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

について

議長 日程第2 議案第50号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

総務課財政係長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第51号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について

議長 日程第3 議案第51号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

総務課財政係長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第52号 令和元年度舟形町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長 日程第4 議案第52号 令和元年度舟形町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 休憩前に復して会議を再開いたします。

日程第5 議案第53号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議長 日程第5 議案第53号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番 82ページの農業集落排水事業施設管理事業修繕料194万7,000円とありますが、その内容についてお聞きしたいと思います。

地域整備課長 修繕料の補正の内容であります。富田利水センターの水中攪拌ポンプの修繕、さらには長沢処理場の自動荒目スクリーンの修繕、さらには長沢橋No.1汚水ポンプの修繕となります。以上、3件がございます。以上です。

6番 その3件というのは経年劣化といいますか、長年使ったことにより発生したものであり、予見はできなかったということなんでしょうか。

地域整備課長 はい、そのようになります。経年劣化でございます。以上です。(発言者あり)
済みません、言葉足らずでした。予測はできなかったです。大変申しわけございません。以上です。

議長 ほかにありませんか。

9番 同じページですが、財源の内容で一般会計からの繰り入れを減額して町債を発行してるといことで、先ほど6番議員から同じような話が、質問がございましたが、こうすることによって先ほどは有利な地方債だという話でございましたが、こういう操作をした理由についてお伺いします。

総務課財政係長 今回の補正予算に修繕料というふうなことで上がってございます。年々この修繕料というふうなものがふえているというふうな現状を鑑みまして、ほかの市町村でどのように対応してるかというふうなところを確認しましたところ、地方債を活用した修繕工事というふうなものをしていてというふうなことがわかりました。県のほうにも確認しましたところ、ポンプの更新ですとかそういうふうなものについては地方債の対象になるよというふうなこともありましたので、当初に措置しておりました修繕料も含めまして今回350万円の地方債というふうな財源を起こしながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

なおですね、76ページにあります地方債の補正の欄で下水道事業債とそれから過疎対策事業債というふうな2本ございますけれども、下水道の起債のルールでございまして、過疎対策事業債のほうが7割交付税算入されるというふうなことで有利なんですけれども、それが全体事業費の2分の1、全体借入額の2分の1しか借り入れすることができないというふうなことがありまして、下水道事業債の半分の180万円、それから過疎対策事業債が半分の170万円というふうなことで措置をしたいというふうに考えております。

なおですね、過疎対策事業債につきましては、交付税算入率が70%なんでございますが、下水道事業債につきましては44%の交付税算入率というふうなルール化されている制度でございます。以上です。

9番 さっき6番議員もおっしゃいましたが、今こういうふうに地方債がどんどんふえてる、この本町の財政の中で70%戻る、地方債で戻るのはよろしいかと思えますけれども、他の町村がそういう修繕については地方債を発行してるとい、それはそれでいいですけども、それに倣う必要はあるんでしょうかね。そういうふうにやってるからといことで。この本町についての財政が今地方債がどんどんふえて令和6年でピークになるという話もあるわけですから、災害の件もございまして、そういう状況の中で他町村に倣ってそういうふうに地方債を発行して一般繰り入れから減額して対応するという、ちょっと話が、ちょっと筋が違

うんじゃないかと思うんですが、そのあたり、町長どのようにお考えですか。

町長 財政計画に基づきながら財政運営をしておるところでございますが、やはり昨年度のような災害があった場合については、一般財源を含む予算が多く歳出されるというふうなことになるかと思えます。そういった場合に翌年度、翌々年度というふうなことで当初予算の編成に当たっては、一般財源の確保というのが難しくなるというふうなことを財政のほうでは鑑みまして有利な起債を借りてというふうなことで、まず一般財源を来年度のため、翌年度のためというふうなことで考えたものというふうに認識をしておるところでございます。

ただ、議員ご指摘のとおり起債残高が伸びていることについては、やはり健全な財政上の問題としては非常にゆゆしき問題だというふうにも思っておりますので、起債残高とそれから一般財源の確保というふうなもの両方をにらみながら財政運営に努めていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

9番 今町長がおっしゃられるような話しでしたらわかりますけども、修繕についてはそういう地方債を発行して他町村でやってるというのは、私、理由にならないんじゃないかなと思って申し上げたところでございます。

前に私申し上げましたけども、70%戻る交付税で戻る有利な地方債ということでございますが、前回申し上げた臨財債、あれも戻ってくる話しですけども、そのものが借金なわけですから、あの状態も今うまくいってない、うまくないっていいですか、そういう状況なわけですから、そのあたりうまく発行する、今町長がおっしゃった今災害が起きて一般財源が苦しんでいる状況の中ですから、見比べながらするという話はわかりますけども、総体的に地方債も、何ていいますか、うまく表現できませんけども全体的に見て、これから財政を組んでいく必要があるんじゃないかなと思いますけども、そのあたりどうでしょうか。

総務課財政係長 以前に議会、議員さんのほうにお示ししましたグラフの中で、以前ですと土木債ですとか教育債というふうな事業に係る起債が多かったというふうなところが、ここ数年臨時財政対策債という普通交付税の代替として措置される起債のほうが一番多いというふうな現状となっております。

ただ、その分につきましても町の借金というふうなことでカウントをされるわけですので、そちらのほうもきちんと把握をしながら、事業債が幾らまで発行できるのかというふうな町の財政の体力というふうなものをきちんと把握しながら事業の進捗、それから起債の発行の抑制というふうなことに努めてまいりたいというふうに思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

**日程第6 議案第54号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて**

議長 日程第6 議案第54号 令和元年度舟形町公共下水道事業会計補正予算（第2号）につ
いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

総務課財政係長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

**日程第7 議案第55号 舟形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定につ
いて**

議長 日程第7 議案第55号 舟形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

2番 今課長のほうから第1条から第9条まで説明あったわけですが、この条例が制定さ
れた場合ですけれども、対象となされる職員の方がおおよそ何名いるのか。または、今年度

の費用と比べてどのぐらい来年度はね上がるのか、その辺試算していればお答えお願いいたします。

総務課長 今現在臨時職員等については50名近くおります。その中で毎月賃金として支払いをしている金額が約700万円、月になります。一応今制度設計の途中でありますけれども、今度期末手当が支給されるというふうなことで、その額2.0月に一月分を手当に考えているわけですので、大体今現状でいいますと1カ月700万ですので、1,400万から1,500万ほど多くなるのかなど。

ただ、必ずしもことしの人数、臨時職員の人数をそのまま雇用というふうなことは、まず再度考慮する必要はあるんですけれども、それについては来年度の事業等の予算がどういうふうな内容になるか、業務量がどういうふうになるかというようなことも踏まえて人数については決めていきたいというふうに考えております。

議長 ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

議長 日程第8 議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第57号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係
法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
設定について

議長 日程第9 議案第57号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議
題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第58号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

議長 日程第10 議案第58号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

9番 今課長のほうから給料表のことが説明ありましたが、この第1表の給料表というのは職員

の方の基本給ですよ。じゃないんですか。基本給の一覧表ではないんですか。今回の改正というのは扶養手当とか住居手当で改正なってるわけですよ。今課長が後で初任給が1,000円何がしふえたという話しですが、その初任給ふやした改正しますよというものは何も今説明なかったんだけど、それはどういうことなんですか。

総務課長 給料表については県の人事委員会のほうで民間との比較でというふうな対応の仕方です。県の給料表が改正されています。それにあわせて改正するものでございまして、この23ページ、議案書の中で第1条に勤勉手当が100分の92.5を100分の95というふうな改正の次の段に、「別表第1を次のように改める」というふうなところでの規定文で改正を規定してございます。

9番 人勸で引き上げて県に合わせるという、その表の言い方はわかるんだけど、人勸は人勸で県の給料表は県の給料表でやってる、町の基本給の表なんでしょう。今回の改正というのは勤勉手当とか住宅手当とか扶養手当とかっていう改正で上げますよという話しなんですよ。県が上げたから、ただこれをだしましたよでは、じゃ逆に聞きますけども、23ページで第1条関係、2条関係の変更というのは給料表のどこに反映なってくるの。

総務課長 説明が足りなかったのか、給与の改定、今回の人事院の勧告、それから給与、人事委員会の勧告につきましては、先ほど勤勉手当とそれから住宅手当とそれからベースアップの話等が3つなっております。

ただ、その規定の仕方についてでありますけれども、第1条で給料表の改定というふうなことで、町の給料表を県の給料表に合わせたような形で改正をさせていただくということで、「別表第1を次のように改める」というふうなことで提案をさせていただいたところであります。

9番 余りにも単純過ぎて別表第1で初任給を引き上げた部分も全部含まれてるというのはちょっとおかしい話じゃないんですか。であれば、じゃなに、県の人勸の上げた分は必ず実際適用しなくちゃいけないということの決まりがあるの。

総務課長 必ず県に合わせる、国に合わせるというふうなことではございません。ただ、町の判断として給料表については、県に合わせた形で対応するというふうなことで今回上程させていただいたということでもあります。

6番 23ページのちょっと文字、言葉のちょっと意味を教えてくださいということ。提案理由の中で今回は人事院勧告なり人事委員会勧告によって引き上げざるを得ないというようなことで提案するのかなというふうに思っておったんだけど、現下の社会情勢を総合的に勘案という、ここら辺のちょっとどういうふうなことの内容なのか。

総務課長 国は人事院、県は人事委員会がいわゆる職員の身分保障といいますか、についていろいろとしますけれども、町ではそうした機関がございません。そういったところで一度いろ

いる国の状況、県の状況、さらには町等々の状況を見まして、その上で判断するというふうになります。今回給料表について県が改正をしたというふうなことでありまして、そういったところ、若年層の支援というふうなことで改定になっているわけですが、町としても6級職員とか上級年齢の高齢職員の級よりも若年層にというふうなことで県に同調した形で今回改正をしたいというふうなことでの今回上程しているというふうなことで、社会情勢というのは国の情勢、それから県の情勢、それから町としてどう判断するかというふうな検討して今回の上程になってございます。

6番 そうしますと、今の課長の答弁ですと、この人事院勧告なり人事院会勧告を参考にしながら舟形町でも考えた結果、そういうふうにしたということであって、現下の社会情勢って難しい言葉使ってますので、要するにこれを参考にしながら作成したというふうな理解でいいんですね。はい、わかりました。

9番 ちょっと私だけわからないのか、ちょっと何回も聞いて申しわけないけども、この給料表、別表第1というのは役場の職員の方の基本級の部分の表ですよ。これが今回県が上げたことによって変わりましたよということを出してよこしたんですよ。であれば、初任給上げましたよっていうその文言といいますか、上げていいですかって我々にそれは問わなくていいの。それであれば初任給だけ変わってここに上げたのであれば、今回のこの中では、何回も同じことを言うけども手当部分しか上程してないわけですよ。違うの。

総務課長 ちょっと上程の仕方では新旧対照表を本当はつけばよかったのかなと今反省しているところでございます。実質ここでその示す条文、規定文というのが第1条の最後のほうにございます「別表第1を次のように改める」というふうな規定になってございます。従来、議会のほうに上程する際に給料表の改定については、今まで改正になった新しい部分を議案に添付しているだけだというふうなことで慣例になってきたというようなことに甘んじて、このような出し方をさせていただいていましたけれども、内容的には部分的に第6級については金額に変わりなく、先ほど申し上げましたけれども、初任給の1,500円の引き上げとか20代までの若年層については1,500円から500円の引き上げというふうな改正部分となっております。そのほかは200円または100円を基本額の引き上げになっているというふうなことでしたので、本来であれば新旧対照表で下線部を提示して比較できるような資料を提供したほうがよかったのかなというふうな今ちょっと反省として思ったところでございます。

9番 きょう課長にちょっと場外で聞いたのは、何でこれつけたのって話はそこからなんだけれども、何でこればこっと出て、これだけ出したのかなと、変わったのであれば斜線とか下線引くとかして表現が合ったかもしれません。それはいいですけども、そうしますとこれからも県が上げた場合に、例えば初任給で500円から1,500円って話があったけども、そういう場合も、じゃ「第1表を次のように改める」、その1行でほんと出して変更していくという、で

きるということなんでしょうか。その辺がちょっとよくわからないんだけども。

総務課長 改正の規定の表現というふうになったときに別表第1というのがいわゆる基本級でございます。給料表1級から6級までの町の給料表が示されるわけですがけれども、それを改めますというふうな規定文をここに盛り込んでありますので、決して違法なやり方といいますか変えるというふうな規定については、何ら問題ないというふうに承知してございます。

9番 だけど何回も同じことを言うけども、今回のこの議案書には手当の部分しか出てない、普通一般であればね、普通の会社であれば給料を上げるときに何かこうあるじゃないですか。例えば今課長がおっしゃるように、じゃこの第1表でぼんと出しますよって、その出した中身が聞かれて初めて初任給上げましたとか、そういうふうになってしまうんじゃないですか。その出し方によっては。これで出せますよって課長がおっしゃるんであれば、今後も。第1表を次のように改めてますって1行出して、何も書かなくて、何を改めたのかわからない、これだけぼんと出されても、そういうんではちょっと説明を受ける側がちょっとわからないなど。私だけわからないのかわかりませんが、そういう出し方で、そういうことではないんであればそういう出し方で逆にいいのかなという疑問です。

総務課長 上程の説明について、少しやっぱり考慮しなくちゃいけないなというふうに思っています。先ほどの提案理由でご指摘、6番議員のほうからもございましたけれども、ざっくりした表現の仕方での提案理由でもございましたので、やはり説明の機会を得て内容のほうを十分説明に当たっていきたいというふうに思います。

なお、やっぱり条文については、第1表の給料表を改めるというふうな改正文については、こういった形での改正文になりますので、そこはご承知いただきたいと思います。

ただ、やっぱり上程する際の説明の機会を得たときには少し内容を踏まえた形で提示できればというふうに思いますので、今後配慮させていただきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第59号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第11 議案第59号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第60号 字の区域及び名称の変更について

議長 日程第12 議案第60号 字の区域及び名称の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第61号 舟形町監査委員の選任について

議長 日程第13 議案第61号 舟形町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。議案第61号を原案のとおり同意することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第61号は原案のとおり同意されました。

日程第14 議案第62号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長 日程第14 議案第62号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といた
します。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。議案第62号を原案のとおり同意することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第62号は原案のとおり同意されました。

日程第15 舟形町選挙管理委員会委員及び舟形町選挙管理委員会補充員の選挙

議長 日程第15 舟形町選挙管理委員会委員及び舟形町選挙管理委員会補充員の選挙を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は議長が指名することといたしたいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、指名は議長がすることに決定をいたしました。

選挙管理委員会委員には沼澤 仁君、伊藤良一君、澤内修一君、叶内安繁君の4名を委員に指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました沼澤 仁君、伊藤良一君、澤内修一君、叶内安繁君が選挙管理委員会委員に当選されました。

続きまして選挙管理委員会補充員に、第1順位伊藤義範君、第2順位井上万良君、第3順位有路洋子君、第4順位東海林幸雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を選挙管理委員会補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました第1順位伊藤義範君、第2順位井上万良君、第3順位有路洋子君、第4順位東海林幸雄君が順位のとおり選挙管理委員会補充員に当選されました。

日程第16 委員会付託の審査報告

議長 日程第16 委員会付託の審査報告を議題といたします。

陳情第8号 太折町内避難道路新設についての陳情、請願第1号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願、請願第2号 小規模企業振興基本条例の制定を求める請願について、一括して石山和春産業振興常任委員長の報告を求めます。

産業振興常任委員長 それでは報告いたします。

令和元年12月6日 舟形町議会議長 八鍬 太殿。産業振興常任委員会委員長石山和春。

請願陳情審査報告書。

本委員会に付託された請願及び陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、陳情第8号 付託年月日・令和元年12月3日。件名・太折町内避難道路新設について。審査結果・採択。

受理番号、請願第1号 付託年月日・令和元年12月3日。件名・次期食料・農業・農村基本計画に関する請願。審査結果・採択。

受理番号、請願第2号 付託年月日・令和元年12月3日。件名・小規模企業振興基本条例の制定を求める請願。審査結果・採択。

以上になります。

議長 これより質疑に入ります。

初めに陳情第8号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより陳情第8号を採決します。陳情第8号は委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。陳情第8号は委員長申し出のとおり採択と決定いたしました。

続いて、請願第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決します。請願第1号は委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、請願第1号は委員長申し出のとおり採択と決定いたしました。

次に、請願第2号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより請願第2号を採決します。請願第2号は委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、請願第2号は委員長申し出のとおり採択と決定いたしました。

ここで、資料配付のため暫時休憩をいたします。

午後2時20分 休憩

午後2時21分 再開

議長 会議を再開いたします。

ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました議事案件を本件の日程に追加したいと考えておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 発議第2号 次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出について

議長 追加日程第1 発議第2号 次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

産業振興常任委員長 発議第2号、令和元年12月6日、舟形町議会議長八鍬 太殿。提出者・舟形町議会議員石山和春、賛成者・舟形町議会議員小国浩文。

次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出について

上記議案を、別紙のとおり舟形町議会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由

現在、政府において、中長期の農政の指針となる食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討が行われていますが、見直しにあたっては、食料安全保障に資する基本政策を確立する観点から、生産面および消費面からの対策を明記し、その実現に向けた具体的取り組みを進めることが必要であります。

については、食料安全保障に資する基本政策の確立に向け、別紙意見書のとおり、国及び政府に対し強く要望します。

議長 意見書の内容については、議会事務局より朗読いたします。

議会事務局長 次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書

わが国は飽食の時代を迎えて久しく、国民は日々の生活の中で、食の裏側にある様々なリスクを認識することが難しくなっている。

そうした中で、今後とも国産農畜産物の安定供給を確保し、持続可能で豊かな食生活を守り続けるために、現行の食料・農業・農村計画による不測時の食料安全保障に止まらず、平時より「質」と「量」の両面で食料安全保障の確立を目指す必要がある。

現在、政府において、中長期の農政の指針となる食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討が行われているが、見直しにあたっては、食料安全保障に資する基本政策を確立する観点から、生産面および消費面からの対策を明記し、その実現に向けた具体的取り組みを進めることが必要である。

については、食料安全保障に資する基本政策の確立に向け、下記のとおり強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

政府は、食料・農業・農村基本計画の見直しにあたり、次の提案事項を反映すること。

1. 食料安全保障を確立するための将来像の具体化
2. 消費者の信頼・理解拡大に向けた政策の強化
 - (1)食の安全・安心に関わる環境整備次のページをお願いします。
- (2)食農教育の実践・強化と新たな国民運動の展開
3. 国産農畜産物安定供給のための生産基盤強化と地域政策の強化
 - (1)多様な農業経営が持続的に維持・発展できる政策の確立
 - (2)戦略的な輸出拡大に向けた政策の強化
 - (3)中山間地域をはじめとする地域振興対策の充実
 - (4)災害に強い農業づくり
 - (5)鳥獣被害対策の強化次のページをお願いします。
- (6)スマート農業・労働力確保対策の促進
- (7)国産の安定供給・価格安定、農業所得確保にかかる制度の強化
- (8)地財対策の強化
4. 次期基本計画の実践に向けた政策推進等
 - (1)国・都道府県・市町村の連携、着実な実行体制の構築
 - (2)地域における行政・団体の役割発揮等

令和元年12月6日、山形県舟形町議会議長八鍬 太
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
文部科学大臣 殿
農林水産大臣 殿
以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決します。発議第2号について意見書を提出することに賛成の方は
挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、発議第2号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

日程第17 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第17、閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

初めに、佐藤広幸総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和元年12月6日 舟形町議会議長 八鍬 太殿。総務文教常任委員会委員長 佐藤広幸。

所管事務調査報告書。総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記。

1. 期日 令和元年9月18日(水)
2. 調査内容(状況説明、現地視察)
 1. 舟形小学校

(1)英語教育の状況説明(校長先生)

平成15年からALT授業に取り組んでいる。現在の時間数は1年生・2年生で15時間、3年生・4年生で35時間、5年生・6年生で50時間の授業を実施している。楽しく学

ぶことが大切であり、話すこと、聞くことで英語嫌いを無くし、書くことにつなげていく学習に重点を置いた取り組みをしていた。

(2)ALT授業視察

ALT（外国語指導助手）のほか3名の先生が指導にあたり、歌を交えパズルを使用した授業内容で楽しく学習していた。

2. 舟形中学校

(1)教師の多忙感解消にむけた取り組みの状況説明（校長先生）

中学校の先生は、部活動に一番時間を拘束され、ほとんど休暇が取れない状況だった。働き方改革では、部活動との兼ね合いが心配される。大学入試制度の変革により、探求型の授業をしなければならなくなり更に仕事量が増えている。

そんな中、部活や学校行事に地域の力を借りることで、教師の多忙感の解消を図ろうとしていた。

(2)教師の多忙感解消にむけた取り組みについての意見

部活に関し、多くの先生は専門分野でない部活動を受け持った場合「間違っただ指導ができない」などのもどかしさがあり、負担に感じていた。

部活動のありかたについては、今後どうなるのか不透明なところもあるが、保護者の皆さんの協力もあり、助かっているとのことだった。

3. 所感

小学校では来年度から5・6年生の英語の授業が義務教育化されるが、舟形町では英語の授業を先駆けて行っていた。社会の国際化が進む中、海外の方と十分なコミュニケーションが取れるようになってもらいたい。中学校教師の多忙感の解消へ向けた取り組みを行ってはいるものの現場の教師がそれを実感できるまでには至っていない。今後教育制度の改正や町や団体の協力が必要だと感じた。

以上であります。

議長 ただいまの総務文教常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認めます。

これより、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続きまして、石山和春産業振興常任委員長より報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和元年12月6日 舟形町議会議長 八楸 太殿。産業振興常任委員会委員長 石山和春。

所管事務調査報告書。産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記。

1. 期日 令和元年11月18日(月)
2. 調査先 有限会社 星川タクシー、有限会社 舟形マッシュルーム
3. 調査内容 状況説明、現地視察

(1)有限会社 星川タクシー

①デマンド型乗合タクシーの利用状況について

平成31年1月から3月までは「ふなしん」閉鎖の影響などにより、町内便の利用者数が減少しているが、町外便の利用者数が増加している。

②ユニバーサルデザイン車両について

現在、ユニバーサルデザイン車両は1台導入している。増車については今後利用の広がりや現状をみて、委託業者と共に検討していく。

③利用促進の周知について

随時、町広報やお知らせ版などで、引き続き周知していく。

(2)有限会社 舟形マッシュルーム

①強い農業・担い手づくり総合支援交付金の経過

本事業は、栽培舎8棟の増棟事業で、事業費等1億6,500万円(交付金交付額7,125万円)で、令和2年2月29日の完成に向けて事業を進めている。

4. 所感

①新しく導入したユニバーサルデザイン車両の評判は、乗り降りが楽に出来るので、利用者からは好評であるとのことだった。また、デマンド型乗合タクシーの利用は、町民の理解をいただき制度が少しずつ浸透しているように感じた。

②事業の進捗状況は順調に進んでおり、栽培舎の完成により市場からの需要にも応えていけるように感じた。

以上になります。

議長 ただいまの産業振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認めます。

これより、産業振興常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第18 議員派遣の件

議長 日程第18 議員派遣の件について議題といたします。

議員派遣の内容については、議会事務局長より朗読いたします。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 ただいまの議員の派遣について、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして、12月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。町長よりお礼の申し出がありますのでお受けします。

町長 令和元年第4回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

12月3日から4日間の日程で、令和元年度一般会計補正予算、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計補正予算と予算の補正が6件、舟形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてと条例の設定が2件、舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、舟形町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと条例の制定が2件、字の区域及び名称の変更についてが1件、舟形町監査委員の選任について、舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてと人事案件が2件、合計14件につきまして満場一致でご決議賜りまして、まずもって御礼を申し上げます。

一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は真摯に受けとめまして、行政運営に努

めてまいりたいと思います。

4日から雪が降りまして、一気に冬本番の様相となりました。議員各位におかれましては、年末で忙しくなる時期となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして舟形町発展のため、引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。4日間ありがとうございました。

議長 これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第4回舟形町議会定例会を閉会いたします。4日間にわたる慎重審議、大変ご苦勞さまでございました。

午後2時20分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 鍬 太

署 名 議 員 奥 山 謙 三

署 名 議 員 叶 内 昌 樹